

おりますから、どうぞ御了承をいただきたいと思ひます。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中野文門君) 速記を起し。

○山本伊三郎君 それじゃ先ほどの離島航路について質問を続けます。奄美群島について航路の船会社が違つても、料金は同一である。これはまあその通りであると思ひますが、その運輸省としてはその通りだと思ひますが、現実にはやはり違つておるんです。

それは船会社の客待ちのところに、料金がかさなつておるけれども、実際には違つておることははっきりしておる。で、私は安くしてもらいたいと思ひ、立場から言つておるんです。従つて

実際私が乗つたんですが、あの航路の距離から言つて非常に高い。割高だと思ひます。もちろん、陸上と海上とは違ひますけれども、非常に奄美大島の人々から言わせると、非常に高い。

ことに奄美群島は御承知の通り民度が非常に低いんです。従つて向こうの名瀬の市長がどうしても公用で東京に来なくちゃならない場合でも、非常にその料金に、まあ苦しむわけじゃございませぬけれども、痛痒を感ずると、こ

う言うのですね。それほど高いのですが、実際そういう航路に対して、運輸省として特殊な考えがでないのかどうか。航路補助の点について、この前も触れましたけれども、非常に航路補助も心細い。三千航路ほどあるというん

ですが、それが三千万円だとすると、一航路に対して補助金が年間一千万円くらいしか当たらないというようなこと

では、それではおそろしく船会社も経営は成り立たないと思ひますが、この点について奄美群島、特に政府が昭和二十七年に日本に復帰した奄美群島の復興開発という立場から、これに對して何らかの国営なり、公団経営のこ

う運輸機関が持てなければ、何らかの措置がとれないものかどうか。この点をもう一度お聞きしたいと思ひま

す。

○政府委員(朝田静夫君) ただいまのお話のことは、ごもっともでございます。私どもも特に奄美群島におきま

すところの島民の経済的負担という特殊な性格をもつて、運賃等も考へておるわけでありまして、同時にまた、離島航路整備法に基づきますところの運輸補助につきましても、離島航路の補助につきましても、奄美群島に關し

ます限りは、従来たゞいまお話にありましたように、奄美群島復興予算で一部出されていたのでありますが、この離島航路整備法に基づく航路補助とい

うものと重複をいたしますので、過去においてそういう事例もございましたので、たゞいまは離島航路整備法に基づきますところの航路補助一本でやつております關係上、こゝに航路の特殊な性格による調整をはかつておるの

であります。従ひまして他の一般の補助率よりも、この奄美群島に關する限りは、二割補助率を高めておるようなこともやつておるわけでございます。

ただ、たゞいま御指摘の全離島航路、定期旅客航路事業の航路に対して、補助金が非常に少な過ぎるという御指摘でありましたが、この点につきましても、まことにその通りでございます。

も、ただ、全部の全国の旅客定期航路に對してこの補助金を交付しているのではございませぬで、離島航路整備法によりますところの指定航路のみについて航路補助を交付いたしておるのでございまして、三十四年度におきましては、その指定航路は四十三航路にとどまつておるのでありまして、特に隔離された離島との唯一の交通機関と目される、民生安定の上から考へても、ど

うしても必要な航路のみを指定いたしておるような次第でございます。

○山本伊三郎君 ただいまの答弁の中で、奄美群島の復興特別措置法の航路補助を離島航路整備の方に回したと言われまして、これは初めて私それは聞いたんですが、その結果はその方が有利になつておるのかどうか、この点だけちよつとお聞きしたい。

○政府委員(朝田静夫君) ただいま申し上げました二割高の補助率を取りました際には、奄美群島復興予算で而立ててやつておりました当時よりも有利になつております。

○山本伊三郎君 それの実際金額はどうなつておりますか。ちよつとその点一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(朝田静夫君) 而立ててやつておりました当時、三十一年度、例をあげますと、十島村の村営でございまして、その当時の補助予算は合計いたしまして二百九十五万五千円程度でございましたが、三十三年度におきましては、すでに離島航路整備法に基づく補助予算では六百十五万八千円、三十四年度におきましては六百八十六万八千円、こゝに数字がなつております。

○山本伊三郎君 それではもう一つ聞

いておきますが、これは航路補助でないと思ひますが、運輸省も財政補助をやつておるんですが、これは九千万円というの、三十五年度にこの復興特別措置法による財政補助をしておりま

すか、これは港灣関係だけでござい

すれば別ですが。

○政府委員(朝田静夫君) ただいまの御指摘の数字の中には、航路補助あるいは運輸補助的なものは含まれていないと存じます。港灣関係のみであるかどうか、私少しはつきりいたしません

のですが、その中には航路補助は入つておらないと存じます。

○山本伊三郎君 六百八十何万といふことで相当ふたやうに言われますけれども、實際現状から見ると、こんなものでは十分じゃないといふことは御存じだと思ひます。奄美群島といつても、奄美大島を初め、与論島からいふん

たぐさんあるのです。その島々は相当今後日本の経済上にも寄与するような産業開発が行なわれる島々だと思ひ

従つて、こゝに点では政府も今後一そつ努力をすることは当然だと思ひ

ますが、運輸省として所管の航路について、今後もつともつと積極的に考へていくつもりであるかどうか。これを大臣おられませんかから政務次官から、大臣に聞きたかつたのですか。

○政府委員(朝田静夫君) ただいまお話しの航路補助金額は非常に少ないといふわけではございまして、まことにこ

もつともでありまして、これは總体的に金額をふやして参りまして、そうし

てやはり今お話しのようなところにも、もう少しやるようにしなければい

かぬ、こゝ考へておりました、私ども以前からこの問題に對しましてはいろ

いろ努力して参つたわけではござい

ますが、今後におきましては十分一努力したい、こゝ考へておりました。

○山本伊三郎君 時間がないので、もう一、二点だけ聞いておきたいと思ひ

ます。小笠原諸島との間のいわゆる海上航路の問題でございまして、まだ小笠原諸島はわが国の施政権が返つてお

らないように聞いておりますが、航路の上においてはどうなつておるか、この現状をちよつと御説明いたした

い。

○政府委員(朝田静夫君) 小笠原諸島と本土を結びます定期航路事業というものは、現在ございせん。物資輸送等について、不定期船等のきつて何といふますか、必要なときだけ寄港するといふようなものは、米軍の許可を得て入港しておるようなものも事例はあると思ひますが、ほとんど現在では海上輸送のめぼしいものはないといつて差しつかえないと存じます。

○山本伊三郎君 基本的には、それに對してはまあ基本的問題があるから、この航路だけの問題では解決できないと思ひますが、實際非常に困つておる人々があるのです。これは単に航路だけでなく施政権をアメリカが持つておるということですが、それについてこれは運輸省にこゝにこゝを迫及しても仕方ないことではござい

ますが、非常に航路がたえておることについて、実は困つておる人がたくさんあるのですが、施政権の問題については、これは国際上の問題でわれわれは主張しておるのでございますが、それが突

かぬ、こゝ考へておりました、私ども以前からこの問題に對しましてはいろ

いろ努力して参つたわけではござい

ますが、今後におきましては十分一努力したい、こゝ考へておりました。

○山本伊三郎君 時間がないので、もう一、二点だけ聞いておきたいと思ひ

ます。小笠原諸島との間のいわゆる海上航路の問題でございまして、まだ小笠原諸島はわが国の施政権が返つてお

らないように聞いておりますが、航路の上においてはどうなつておるか、この現状をちよつと御説明いたした

い。

○政府委員(朝田静夫君) 小笠原諸島と本土を結びます定期航路事業というものは、現在ございせん。物資輸送等について、不定期船等のきつて何といふますか、必要なときだけ寄港するといふようなものは、米軍の許可を得て入港しておるようなものも事例はあると思ひますが、ほとんど現在では海上輸送のめぼしいものはないといつて差しつかえないと存じます。

○山本伊三郎君 基本的には、それに對してはまあ基本的問題があるから、この航路だけの問題では解決できないと思ひますが、實際非常に困つておる人々があるのです。これは単に航路だけでなく施政権をアメリカが持つておるということですが、それについてこれは運輸省にこゝにこゝを迫及しても仕方ないことではござい

ますが、非常に航路がたえておることについて、実は困つておる人がたくさんあるのですが、施政権の問題については、これは国際上の問題でわれわれは主張しておるのでございますが、それが突

かぬ、こゝ考へておりました、私ども以前からこの問題に對しましてはいろ

いろ努力して参つたわけではござい

ますが、今後におきましては十分一努力したい、こゝ考へておりました。

○山本伊三郎君 時間がないので、もう一、二点だけ聞いておきたいと思ひ

ます。小笠原諸島との間のいわゆる海上航路の問題でございまして、まだ小笠原諸島はわが国の施政権が返つてお

らないように聞いておりますが、航路の上においてはどうなつておるか、この現状をちよつと御説明いたした

い。

○政府委員(朝田静夫君) 小笠原諸島と本土を結びます定期航路事業というものは、現在ございせん。物資輸送等について、不定期船等のきつて何といふますか、必要なときだけ寄港するといふようなものは、米軍の許可を得て入港しておるようなものも事例はあると思ひますが、ほとんど現在では海上輸送のめぼしいものはないといつて差しつかえないと存じます。

○山本伊三郎君 基本的には、それに對してはまあ基本的問題があるから、この航路だけの問題では解決できないと思ひますが、實際非常に困つておる人々があるのです。これは単に航路だけでなく施政権をアメリカが持つておるということですが、それについてこれは運輸省にこゝにこゝを迫及しても仕方ないことではござい

ますが、非常に航路がたえておることについて、実は困つておる人がたくさんあるのですが、施政権の問題については、これは国際上の問題でわれわれは主張しておるのでございますが、それが突

かぬ、こゝ考へておりました、私ども以前からこの問題に對しましてはいろ

現するまでに、何とか帰りたい人に対する航路の上の便宜を運輸省の立場からどうもならぬと思いますが、便宜をはかる方法が講ぜられないものかどうかという点について御答弁願いた

○政府委員(朝田静夫君) その点につきましては、どの程度の需要があり、あるいは旅客並びに物資の交流があるかということも、現在では私どもも把握いたしておりませんが、そういう事態かどうか十分調査をいたしまして、島民の要望にこたえるように努力すべきである、こういうふうに考えます。

○山本伊三郎君 それじゃもう一つ簡単なことで尋ねておきますが、これは海上じゃなくて、陸上と海上と混合するかもしれないですが、委員長にも関係あると思うのですが、本土と淡路島の間に架橋しよう、こういう計画が早くから言われておる。これを鉄道にするか道路にするか、普通の一般の橋にするかということ、兵庫県、神戸市長も相当いろいろとやっておるようでございます。運輸省としては、この淡路島、本土の間の架橋については、どういうプランがあるかどうか、この点ちよつと聞いておきたい、参考までに。

○政府委員(細田吉蔵君) 本土から淡路島を通りまして四国の鳴門付近に渡ります鉄道は、鉄道敷設法昭和二十八年に改正になりまして予定線に編入されておる次第でございます。隧道をもつて海底を結ぶか、あるいは架橋にいたすかという点につきましても、は、もちろんまだきまつておるわけではございません。詳細にはちよつと資料を持っておりませんが、大体こ二

年ばかり、主としていたしまして明石海峡の地質その他の調査を国が鉄道の手でやっております。最近に至りまして、実は瀬戸内海を、四国と本土との間を結ぶにつけて淡路を経由いたすという考え方のほかに、二つないし三つのいろいろな考え方が出て参つておるのでございます。それから隧道の場合には、これは鉄道の隧道ということでございますし、橋梁の場合に鉄道だ

のですが、最後に今聞きますと、夢のかけ橋という名前も出ておるくらいに相当大きな問題であると思いますが、いつごろ大体実現性があるか。この点の見通し、運輸省としてはどういふつもりであるか。いずれにいたしまして、いつごろにこの夢が実現するか、一つはつきりした年限はわからないけれども、そういう計画があるかどうか、これを一つお聞きしておきたいと思ひます。これで最後です。

○政府委員(細田吉蔵君) 実はただいまも申し上げましたように、淡路島を通るルートにつきましても、検討は、国が有鉄道として一応の絵をかいたものがございます。ただ最近非常に問題になつておりました、他の地域に結ぶという問題につきましては、実は見当も何もありません。現状でございまして、今後の問題にならうかと思ひまして、今後のご意見を伺ひたいと思ひます。そこで、先ほど申し上げました鉄道敷設法にございまして予定線として鉄道を引くということ、一応の国鉄で試算をいたした

いづれにいたしまして、その後橋梁の技術が進歩いたして参つておりました、橋梁をかけることも可能ではないか、大体技術的には可能であらうというところ、今至つておるのでございまして、橋梁になりますと、先ほど申し上げました四百億が若干さらに増加いたすのではないかと考えておるわけでございますが、いづれにいたしまして、非常に多額な資金を必要といたしますこと、また技術的にも幾多の検討をしなければならぬ問題がござい

ます。そのほかに、最近に至りまして、ルートの問題につきましても、若干の問題が出ておりました、今直ちにこれがいつできるだらうかというような点につきましても、遺憾ながら私お答えを申し上げるまでに至つておらない次第でございます。

○辻政信君 この機会に、一周だけ簡単に伺ひたいのですが、朝鮮で李承晩政権がつぶれて、新しい政権が出たかおつております。国民はこの機会に李ラインの紛争が解決されることを希望しておるものであります。私は李ラインをた

ものでは約四百億、これは一昨年あたりの三年くらの数字でございますけれども、大体四百億くらいは所要経費が要するという算定をいたして参つたのでございまして、この四百億の場合には、明石海峡は隧道で、鳴門海峡橋梁というところで、大体四百億という試算が当時出ておつたのでございまして、その後、実は架橋につきましても技術的に、あそこは御承知の通り船が相当明石海峡を通るわけでございますので、非常に困難な問題が技術的に架橋につ

きましてはあつたわけでございます。現在といへば十分の自信があるというところまではどうかと思ひますが、

ますか。政務次官から、大臣にかわつてお答えを願ひたい。

○政府委員(前田郁君) 辻委員の今の李ラインの話は、前から非常に熱心においでになつて、よくその事情を知つておりますが、ただいまの閣議の決定その他につきましては、まだよくきまつていないようでございます。ちよつときよりまでは御答弁がいたしにく

○辻政信君 新聞に出たことを読んでみましたが、閣議で武装するということをきめたことは、まだきまつておらぬのですか、ほんとうに。

○政府委員(前田郁君) まだはつきりしたことはきまつていないようでございます。

○辻政信君 どうするつもりですか。

○政府委員(前田郁君) まだ私も閣議の内容をよく聞いておりませんが、大臣からよく聞かされてお答えいたしたいと思ひます。

○辻政信君 大臣にお伝えを願ひたいのですが、第一から第六管区までは、これはほとんど海賊船が出ないところ

です。その警備船はみな武装しておる。一番被害の多い李ラインを担当しておる第七管区だけが丸裸、非武装になつておる。これが李ラインにおける紛争を激化した最大の原因であります。武装しておれば、あの紛争が起

らなかつた。それを一体主管大臣として、どういふ腹を持っておるか。甘く考えちゃいけません。李承晩が退陣したからよくなるだらうというふうな甘い見方は許されません。私はより以上に強化してくると思ひます。許政という人はそういう甘い人じゃない。決してこれは樂觀できない問題があるのだ

から、海賊船に対して、正しい漁業を保護するということは当然じゃないですか、自衛権の……その所管大臣がいまだに腹をきめておられないということはどういうことか、それを政務次官からはっきり言われて、この次のこの委員会には、確信のある答弁を準備しておかれるよう、お伝えを願いたい。

を言われておるのでありますが、契約のそれによつてはいろいろ違った形態が生まれてくるのじゃないかと思うのでありますが、この戦時補償特別税と関係をして一点お伺いしておきたいと思ふのであります。

○横川正市君 資料を先般お願いをいたしたのでありますが、その点で、二、三、質問に入る準備としてお聞きしたいと思ふのでありますが、この戦時補償特別税という税の制定に關係して、戦時補償特別措置法が施行されているわけでありまして、戦時中、昭和二十年八月十五日以前における、国が普通の民間会社その他から徴用ないしは協力といふか、そういう意味で提供をもち、当時の任務につかせた船が相当あるわけなんです、その船の戦時におけるいろいろな補償等について、ここではこの補償法でもって全部打ち切ったことにはなつておるのでありますけれども、この補償法によつて、たとえばその船が保険をかけておいた場合とか、他にそういう支払い契約の場合、昭和二十年八月十五日をこえて支払い契約が日本政府との間で結ばれておいた場合とか、いろいろその徴用あるいは提供といつても、その契約内容がそれぞれ違つておつたのじゃないかと思ひますが、その契約がどういふ結ばれ方をしておつたかということ、もう一つは、その船が保険をかけていた場合の保険会社等との関係、それからそれに対する補償といつたようなものが今まで行なわれていたかどうか。相対的には補償はしておらぬということ

○政府委員(朝田静夫君) 戦時中陸海軍に徴用された商船の保険は、海上保険でまあ保護されておつたわけでございます。その契約は大體面一のものではないとして、滅失棄損の場合の保険金支払いというのを目的にしておるわけでございますから、戦時中、そういつた損害を受けた、あるいは沈没、座礁、棄損したために支払われるべき保険金の全額に對しまして、ここにごさいます戦時補償特別税を税として一応保険契約で支払われるけれども、それが同額の特別税がかかつて、それが補償打ち切りという實際上の効果になつた、こういうことをごさいます。

○横川正市君 そうすると、どのような名目においてもそういう損失については補償をされておらないというところで理解してよろしうございすか。

○政府委員(朝田静夫君) そういふように私も理解をしております。

○横川正市君 それからもう一点は、この船舶の建造計画に伴つて、それぞれ国から昭和二十七年のこれは利子補給法案ですか、これがきめられるまでの間、それからそれがきめられた後の問題等、法十二条、十三条による返済額、こゝにいたつたものは、それぞれ理由によつて出されておるのだらうと思ひますし、もう一つは、契約船舶に

對して融資額のそれぞれの出され方についてちょっとお伺いしたいと思ふのです。それはたとえば、例であります、どこどこというわけじゃないのです、日本郵船の丹波丸ですか、これは三十四年に竣工いたしておりますが、それに対して契約船舶は二十四億七千二百万円、ところがこれは財政投融資の額が明記されておられませんから、これは投融資で建造しておらないということになるのじゃないかと思ふ。そういう場合と、それから大阪商船のヒューストンというのですか、これは三十五年、こゝに就航して、十二億五千五百万円に對して財政投融資の額は十億四百万円というふうになつておるわけでございますが、この場合融資金額といふのは固有の建造計画を持つ船に對して、そのトン数に對して何割という融資計画をするのか、それともその船会社の年次計画あるいはその船会社の財政規模等によつて、年度初頭に割當をして融資金額といふのはきめて、實際上使用その他は郵船会社のいわば独自の判断でもつてこれは行なうと、こういうことになるのか、その点をちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(朝田静夫君) 最初に御指摘になりました日本郵船会社の丹波丸の問題でございますが、これは要するにいわゆる私も世間でいっております計画造船といふものではございせん、自己資金によりまして、こゝの建造によるタンカーでございます。これは外国の銀行から金を借りまして、いわゆるインパクトローンによつて作られて、日本の市中銀行と協調融資で建造した船でございまして、これに對しましては従つて財政投融資と開発銀行の

融資といふものは入っていないわけでございます。従ひまして、アメリカの市中銀行と日本の市中銀行との資金によりまして作つて、油会社に、石油会社との間に長期の運賃契約を結んで、従つて長期において安定した運賃を受取り、石油会社は石油価格において長期に安定した石油価格といふものが設定できる。こういうふうな、いわゆる私もインダストリアル・キャリアと呼んでおりますが、こういう性格の自己資金建造によるものでございまして、いま一つ大阪商船のヒューストン丸の問題で御質問がございましたが、この点はいふわけが言つておきます計画造船といふものの範疇によつて建造された船舶でございまして、この計画造船につきましては、開発銀行の融資のある一定比率と市中銀行のある一定比率との合計によつて建造されるわけでございますが、大阪商船のヒューストン丸は海運企業独自の船腹の整備計画に基づくものであるのか、あるいは国自身が、こゝにあるべきだといふか、というふうな御質問のようになりますが、こゝに御質問の御指摘の通り、私どもは、五カ年計画あるいはある程度ロングランを見まして、日本の商船隊がこのような規模で成長していかねければならぬ、あるいはこゝに一種の船舶が必要であるといふ一つの整備計画といふものを持つておるわけでございます。従つて日本経済なり外交、海運といつたようなものから総合的に判断いたしましたとして、必要でない船は作らない。こゝにいうことでございますから、そういう線に乗つたもので、しかも企業が資産信用力が十分あつて、金融ベースに乗り得るものであ

る、しかも、その船腹の整備が海運企業の基盤強化に役立つものであり国際競争力に耐えていけるものであるといふようなことから判断いたしました。

定期船につきましては、開発銀行の融資比率を八割、市中銀行が従つて残りの二割でございます。不定期船とタンカー等につきましては、昨年度においては五割、五割というふうな融資比率を年度当初に財政投融資計画のうちの開発銀行の海運融資部分ということにおいて予算の説明もいたしておるようなわけでございまして、そういう線に乗つて作られましたのが、先ほど御指摘の大阪商船のヒューストン丸というふうなことになるおるようなわけでございまして。

○横川正市君 投融資額が、総額が決定するまでは、これはいわばあなたの方の長期プランといふものですか、海運界の現在の情勢といふものも相当判断した上で何年計画といふ計画プランに乗せて、それで、こゝの支出額といふものは大体読んだ、その読んだ結果、年度当初には予算が決定された。それを各商船会社に、船会社に配分する場合には、その場合の配分の仕方といふのは、これは基準が幾らかあるのではないかと、これは基準が幾らかあるのではないかと、これは明確に公表されておるのですか、それともされておらないのですか。

○政府委員(朝田静夫君) 選考といひますが、その場合の船主の選考でございますが、これに對しては運輸省は、開発銀行の推薦をするという形を今までとつておつたのでございまして、昨年あたりからそういういふゆる計画造

○横川正市君 資料をよく見て、あとで
 ○政府委員(朝田静夫君) 現在はそう
 いうことはないと考えております。
 得ないというふうにあなたの方では考
 えておられますか。

からまた質問をいたします。
○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
暫時休憩いたします。
午後零時三十一分休憩

午後一時五十一分開会
○委員長(中野文門君) これより内閣
委員会を開会いたします。
建設省設置法の一部を改正する法律
案を議題といたします。本案について

は、すでに提案理由の説明を聴取いたしておきますので、これより質疑に入ります。政府側出席の方々は、村上肇殿大臣、丸丸建設大臣官房長、山内建設大臣、河川局長、高野建設省道路局長、以上の方々であります。

を願います。

○一松定吉君 この建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、臨時に公共用地取得制度調査会を設置するとともに、公共用地取得制度に關する調査を本省の所管事務とするという

よるなことに、私どもは政府のやり方については、双手を上げて賛成するものでありますが、特に私は建設大に期待いたしておりますことは、今までの数代の建設大臣が、建設行政にすいぶん力を入れておつたことは聞

違いないのでありますけれども、今回

の村上建設大臣に至りましては、特に建設行政について深甚の注意を払い、今まで国民の要望しておいて、でき得べくしてできなかった制度について改良し、新設し、構成し、そして建設省設置の目的を達成すべく努力せられておるといふ点に對しましては、私は双手を上げて賛成をいたすものであります。特にこの際一つお尋ねしておきたいことは、御承知の、わが国のよる年々水害の非常に多い国におきましては、特に水の被害を少しでも少なくするということが、建設省の仕事であることは言うまでもありませんが、この点につきましては、私は、過去の伊勢湾台風の場合における被害その他年々歳々水害がわが国には非常に多いのであります。その多いのは、御承知の通りわが国には数千の大小中小河川が国土を流れておまして、それらに對する施設が十分行き渡っていない場所が、水害の年々たび重なる結果を見るのであります。こういう意味におきまして、実は私自分のことを申し上げてはなだ恐縮であります。私が建設大臣のときに、そういう点を特に国民から要望せられて、全国の河川、河水を視察いたしました結果、どうしてもわが国においては砂防ということに力を置かなければならぬということを感じまして、全国の土木課長のお集りのときに、それらのことを論議の焦点といたしました結果、全国の土木課長会議で、砂防というものの對して力を入れなければいけない。ついでには、建設省に少なくとも砂防部もしくは砂防局というものを設けて、わが国の水害を少なくしなげやならぬという決議までいたしましたのであります。

私が大臣をやめました後にも、そういうようなことを次の大臣にも引き継いでおったのであります。大臣もそういう考えを持って建設行政に當られておったことは間違いないのであります。けれども、他にいろいろな重要な政策があります。結果であります。したが、その決議というものは全く実現をしないで今日に至っておるのであります。村上建設大臣は特に水害というもののについては、非常な関心を持たれておりました。治山治水ということについては特別に予算を獲得し、特別にそのいう被害の少ないことに向かつて努力されておることを私は感謝いたしておるのであります。いま一つ建設省の中に、少なくとも砂防部私はいわがわくば砂防局というものを設けて、そして一つこの目的を達成してわが国の年々歳々起る水害を少しでも少なからしめて、国民の水害のために心配しないような施設を完備するに必要があることを痛感いたしておるものでございます。大臣におかれましては、建設省の中に砂防局を設けられまして、建設省の中に砂防部を設けられまして、砂防部というものを設けてその目的を達成することに容易ならしめるようなお考えをお持ちになっておるのでしょうか、どうでしょうか。その点を一つ腹藏なき御意見を承りたいのであります。

○国務大臣(村上義典) ただいま御指摘のように、河川災害の最も原因となるものは、土砂の崩壊いわゆる砂防事業の不徹底でも申しますか、そういうようなことが原因をなしておるということをおもひも痛感いたしておるのであります。従いまして年を追うて砂防予算は増大されて、本年度におきましては、百億以上の進捗率を見せておる次第でございます。私どもは御指摘のように砂防については深い関心と、これを非常に重要視いたしておることは申すまでもないのであります。同時にこの砂防の課の機構につきましても、どうしても今の砂防課では何となく、全国的にしかも非常に不便な地で行なわれる事業でありますから、職員の内々ゆる業務監督ということが大きく取り上げられなければならないというところを痛切に考えましたので、実は三十五年度予算編成の勢頭から、建設省におきましては、いわゆる建設局とか、その他いろいろと機構改革を必要とするものがありましたけれども、そのすべてを犠牲にしてまでも砂防部というものはぜひともこれを設置したいというところで、関係方面と連日わたつて交渉いたしました。御案内のように本年は各省の要求するいわゆる砂防部をふやすというところについては、絶対にどこもやらない。ただ、建設省の砂防部を重要度が高いからといってこれを認めるということになりますれば、その他の省においてもそれらの部局を認められなければならないので、ことだけは一つしんぼりしてもらいたいという切なる意見を聞きまして、私どもはこれで決して気をゆるめておるわけではないわけでございます。すけれども、一応その線に沿わざるを得なかった次第であります。しかし、なお他の省においても一、二機構改革等があるやに承っておりますので、私はこの砂防部設置については、どこまでも各方面に渡りをつけて、何とかしてこれが実現をいたしたいという気持ちで、いまだにその気持ちでおる次第であります。

○一松定吉君 大臣の御熱意のあるところは本日ここで承るまでもなく、平素から、関係者のお話によりまして、特に水害の防止ということについて、砂防部設置について非常な関心を持たれておるといふことは聞いておったのであります。ただいまのお話を承りました。私も、相変らず大臣がこの方面に力を用いられておるということに非常にありがたく感じております。ただ私の氣に入ります。これは、大蔵省から、他の省が部局をふやすことは本年は予算の都合上都合が悪いか、一、二はやむを得ない、新設しなければならぬけれども、砂防というものについては、ことだけは一つ猶予してもらいたいというようにことを言われたからというので、そうですか、それでは一つ大蔵省が言う通りにしまし、そのかわり、大蔵省が、そういうことになれば、来年の予算までの間には水害はない、被害もない。国民は大蔵省の言うことによつて、被害や被害がないということに安心していいというのであれば、それはそれでけっこうです。私どもは、この水害はいつあるかわからない。ことに最近に至つては、すでにつゆを目の前に控えておるのです。そういうようなときに、被害が非常に多くて、それがために、生命、財産をなくし、国民に多大の損害を及ぼすような弊害というものは、どうしてもこれはこれを予防し、これを防遏しなければならぬことは言うまでもないのでありますから、大蔵省がそういう考えを持っておるといふことは、大蔵省の人々が、水害の激

甚である、国民がこれによつて多大の迷惑をこうむり、多大の被害をこうむつておるといふようなことを、自分らで直接その衝に當つて、自分の家族、自分の親族のものがこういふ目にあへば、そういう考えも起らないのであります。そういう身にしみていないが、いふやうなことが身にしみていないがために、今、大臣のお話になるようなことを言われることであらうと思ひますが、大臣はどこまでも、自分は一職を賭してでもやりたいという決意を持っておるということについては、私は非常にありがたく感じております。御承知の通り、砂防工事のきつておるところは、水害はありません。また、あるにしても、非常な微々たる水害であることは、大臣は御承知の通り。ことに甲府地方のごとき、あるいは委員長の本籍におありになります兵庫縣のごとき、あるいは大臣の本籍である、また私の本國であります大分縣のごとき、みな砂防工事のきつておるところは水害は少ない。砂防工事のきつていないところは水害が多。こういふやうなことは、この実地に照らしても疑いを入れるべき余地はないのであります。それからして、ぜひ一、大蔵省のそういう間違つた考えを是正していただくと同時に、大臣も一そう力を入れてこれらの実現の一日もすみやかならぬことを私はお願いしてやみません。予算の問題で都合が悪いといふことでやむを得ませんから、とにかく機構の改革だけでもことし手を着けておきまして、そして来年年度の予算からこれを運用するといふやうなことにでもしていただいて、ぜひこの砂防を、私は局を設けるのがいいと思

うのですけれども、課から直ちに局と
いうことはいけないから、一応まず部
にということもこれもやむを得ません
から、部に課を昇進せしめまして、そ
うしてそういう目的を達成することに
一そう御努力あらんことを特にお願
いをいたします。その点について大臣の
いま一度御決意のほどを承りまし
て、私の質問を終わりたいと思ひます。
○国務大臣(村上勇君) 別に、大蔵省
がどうというわけではございません
が、ともかくこの機構改善についての
主管省である行政管理局方面におき
まして、ともかくも本年度はともや
らないのだからということでありま
す。しかしともやらないからといって、
私はその希望を捨ててゐるものでは
ありません。少なくとも何とかして、
常にこれには参議院の諸先生方が党
派を超越して非常に御熱心に私どもを
援護していただいておりますので、私
としては自分でできる限りの、虎視
さんとその機をうかがつておる次第
であります。たとえ本年度そういうよ
うな政府全体の問題として、これが砂
部に昇格することができないといはし
ましても、少なくとも砂防の必要性に
かんがみまして、私どもはこの三十五
年度に与えられた砂防予算百数十億
というものを、最もこれを有益に活用
いたしまして、災害の原因となる砂防
事業の完遂に向かつてあくまでも邁進
して参りたいと、かように思つておる
次第でございます。

ことは、例の、地下水が非常に工業利
用等のために取り上げられる結果、地
盤沈下ということが、全国の工業所在
地に非常に多く出現せられております
ことは御承知の通りであります。な
かなく大阪等におきましては、御承知
の通り淀川のあの流域の方面におけ
る、大阪市内でも非常に地盤沈下が
多く出現をいたしました。それがた
まに海水が陸上に浸入いたしました
被害が非常に多く、年々歳々地盤が低
下するといふやうなことで、海水を防
止するために、いわゆる防波堤をこし
らえ、地下水をなすだけ使わないう
な方法をとつて地盤沈下を防止しよう
という計画が今行なわれておること
は私も喜んでおりますが、これを一そ
う実現いたしまして、工業用地下水とい
うものは地下から取つてはいけな
い、地上から水を取つて、なるたけ地
下水を取つて地盤が沈下する原因を
招くといふやうなことはならないよ
うにということの研究調査を十分に進
められまして、そうしてこの地盤沈下
といふことを防遏して、住民の心配を
除却するといふやうなことに對しまし
ても、建設省やその他の関係省が意を
用いられておることは承知してござ
います。砂防課の部昇進と同時に、こ
ういふ地下水の採取、地盤沈下とい
ふやうなことにつきましても、建設省
の方ではやはり重大なる関係があるの
でありますから、こゝろも一つ十分
に御考慮を払われまして、そうしてこ
れらの目的を達成せられますやうに、
特に私は付随的にこれを大臣に要望
いたしまして私の質問を終わります。大
臣のこの点に對します御意見があり

まするならば、承ればなおけつこうで
あります。
○国務大臣(村上勇君) 工業用水汲み
上げのための地盤沈下が、東京、大阪
あるいはその他の地区で行なわれてお
ると申しますか、沈下を続けておりま
すことは、まことに遺憾なところであ
ります。この工業用水の問題につきま
しては、御承知のように通産省の關係
であります。ただいま通産省の關係
におきまして、地盤沈下対策審議會を設
けて、慎重に審議いたしておるやう
であります。私どもは一日もすみやかに
その結論の出ることを望んでござい
ます。しかし、いつまでもぐずぐず
して、大体まあわかつておる、われ
れとすれば、大体しろくとも想像の
できることをいつまでも結論を出さな
いで、日夜地盤が沈下しておること
は、まことによろしくないこと
であります。かような点について
は、お説の通り、早く地下水の汲み
上げをやめて、そうして河川用水によ
るところの工業用水といふものを普及
する必要があると思ひます。私も所管
ではございせんが、しかし、政府部
内の一員といたしまして、この点御指
摘のうちに痛切に私は心配いたしてお
るものであります。一刻も早くその
結論の出るやうに、関係方面に督促
いたしたいと、かように思つてござ
います。

資料要求は、委員長を通じて四月の二
十一日、今から二十日間に要求して
ございました。先週の土曜日にしても
出てこぬから、鬼丸官房長に電話を
かけて、どうしたのだと言つたら、大
膨大な資料で時間がかかるのだ、こ
ういふお答えがあつた。午前中もまた
この委員会の審議が始まるからと言
つて、委員部を通じて督促しましたが、
手元に出された資料はこの道路は紙一
枚、それから河川が五、六枚の紙が
出た、どうして一体二十日間という
のが、どうして一体二十日間という
のが要するの。これは災害地の被害
者にかつてたゞだしたいと思つたの
です。あまりに委員会の要求という
ものをなめておられるのではないか、
さういふ感じがするのですが、大臣
いかがですか。
○国務大臣(村上勇君) 資料要求の
日にちが、非常に提出の日にちが
おくれまして、これはおわび申し上げ
ます。しかし、ただ委員会をなめて
いるとか、あるいは辻先生をどうし
ていふとか、さういふことでは絶対
ないのではありません。この点につ
きましては、弁解ではございせんが
ともかく、この本省から地方へその
要求を流して、地方ではまた非常
にむづかしく委員会の要求等になり
ますとむづかしく考え過ぎて、あ
らゆる資料を集めて、それを検討し
て持つてくるというやうなこともあ
ります。またもう一つ、建設省とし
て今回の資料が特に手おくれになつ
た、これは理由にはありませんけれ
ども、実は職員の間で異動をいたし
まして、何かとさういふやうな点
も、たとえ三日なり二日なりといふ
もの、理由にはありません。

が、影響のあつたものと思ひます。従
いまして冒頭に申し上げましたよ
うに、私はこの点に對しては遺憾の
意を表明しておきたいと思ひます。
○辻政信君 ます道路から入つてい
きます。道路の受注会社と工事進捗の
關係をこの表によつて見ますといふ
と、佐藤工業が七五%の進捗率、それ
から日本鋼道が七八%、その次は三
重県、名の長島町の道路が東京基礎
工業と五光建設、石原工業、こゝろ
の進捗率が五〇%になつてお
ります。全体が七四%しか進捗して
おらない、年度末において。こゝろ
直営工事を入札させられるときには
完成期日等の、期日が条件になつて
おるかどうか。
○政府委員(高野務君) 今御指摘の
進捗率でございますが、一番最後の七
四%と申しますのは、災害総額に對
する進捗率でございます。その前の三
十四年度進捗率と書いてある、こ
れが九七%で、長島町の橋梁の八
一%を除きましては全部完成して
おります。これは、長榮橋といふ橋
でございます。これは応急復旧のとき
に現在の橋の上のベリ一橋を架けま
して、現在の橋はしばらくその仮橋
で使つたのでございまして、それを
しばらく撤去いたしませんでしたか
ら、従つて前の橋の取りこわしがお
くれておりましたので、繰り越した
つたと思ひます。大体この橋も全
体的には五〇%でございますが、七
月に完成いたしました。それから直
轄道路につきましては、総額に對
するパーセンテージ七四%も、大
体この夏までには完成する予定で
ございまして、三十五年度予算、
いたしております。

○辻政信君 私の買物のポイント、入札の条件に完成期が入ってあるかどうかということでございます。

○政府委員(高野務君) 入っております。

○辻政信君 それは年度末までに一〇〇％という条件ですか。

○政府委員(高野務君) 三十四年度の仕事は、一〇〇％できる分が工事量でございます。

○辻政信君 やれなかった会社に対しては、どういう処置をとるか。

○政府委員(高野務君) 当然の理由がございまして繰り越しになったもの、これは長栄橋などございしますが、それ以外はこれは一〇〇％できておるのでございますが、理由なしの場合には、遅延の罰金を課したりしております。

○辻政信君 それじゃ河川に入りましょう。河川の進捗率で非常に残念に思うことは、鹿島建設、これは二億二千四百六十一万五千円、請負契約が三十四年度末の進捗状況が六七・二％、大成建設は八二・五％、熊谷組が七三・五％、西松建設が六九・九％、村上建設が九〇・〇％、全体において八六％しかできておらない。これはそのほかの小さい海岸堤防なんかといったやつは全部できておるのに、今述べました鹿島、大成、熊谷、西松、村上というのは、これは一流のそりそりたる土建会社じゃないかと思うのです。この大会社が入札の条件を完全に履行せずして、弱小会社は完全にやっておる、これについて大臣どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(村上勇君) 私、この契約もどおり契約でやったかよくわから

りませんから、現地の責任者であつた局長の方からお答えさせます。

○政府委員(山内一郎君) 伊勢湾高潮対策の復旧事業につきまして、この表にございしますように、それぞれの会社の大きさをいいますか、それによりまして契約金額をきめて、三月末の期日に合うようにこういうふうな当初契約をした次第でございます。しかしこの表にございしますように、大会社の契約金額の大きいもの、この点がおくれている次第でございますが、この理由は申し上げてもどうかと思いますが、いろいろ大きな工事量になるほど資材の量が大きくなってくる。それから輸送の道路の点、非常に狭い道路上を何回もトラックが往復して材料を運ぶわけでございますが、輸送道路の点、それから資材の特に骨材の収集の点、そういう点で大きな事業量になるほどおくれましてそのような結果になったわけでございます。

○辻政信君 そういう説明をあなたから聞こうとは思わない、常識であります。大きな会社であればあるほど技術陣が完備しているし、入札の検討も十分にできなければならぬ、そうして始めて三月末までに工事を完了するといふ一つの約束のもとに巨額の国費をもつて工事を起こす、しかも、その中から相当の利益をおさめている。その大会社が契約通り実行せずして弱小会社は完全に一〇〇％完成しておるといふことに對して、これは建設大臣として考えなければならぬことがあるのじゃないですか、いかがですか。

○国務大臣(村上勇君) この備考欄にありますように、鹿島建設の場合には五月の二十五日に竣工予定日というよう

うになっておりまして、結局その与えられた日にちまでには竣工するということで、パーセントが非常低下がつております。けれども大体そういう繰り越し方式というものは、特殊な仕事の場合にはそういうことを、伊勢湾だけじゃなくて、各地で従来も行なつてきておりますが、それは必ずしも私どもとしては好ましいことではございませ

んけれども、役所としても、大体この仕事は三月三十一日までは無理だから、ともかくこれくらいまでの余裕は与えてもいいというふうなことで、竣工の大体日にちをきめて、少し年度外に出ますけれども、しかし最後の日にちを与えておりますので、ここにこういうような半端が出てきておるのであります。好ましいことではないが、しかしそういうようなことが仕事の事情、あるいは運搬、その他の問題等考えて、ままた行なわれておるようであります。

○辻政信君 契約通りやらなかった会社に対して罰金を取った例がありませんか、今まで。

○政府委員(高野務君) 正当な理由なくして遅延したしたものについては、罰金を取ったことがございます。

○辻政信君 どういう例がございしますか。どこの会社にとりやつて。どうせおくれたものは理由をつけるにきまつております。正当な理由も何もあつたものじゃない。入札の条件がなかなかそれが完成しない。被害を受けた地方の住民の気持になつて考えてもらいたい。正当な理由を言つてくれれば政治的にそれを延ばして知らん顔をする。罰金を取るといふのは口先だけじゃないですか。ほんとうに取ったことがあり

ますか。あつたら言いなさいよ、あつたということ。どの会社からいつ罰金を取ったか答えなさい。

○政府委員(高野務君) 伊勢湾台風の仕事に對してはございしません。

○辻政信君 そのほかあるか。

○政府委員(高野務君) そのほかございします。

○辻政信君 言つてみなさい。

○政府委員(高野務君) 今資料を持ち合わせておりませんが、ございします。

○辻政信君 それじゃ別の問題に移ります。午前中配られた道路公団の発注工事契約一覧表を私ざつと見ました。そうして福岡支社管内、その北九州道路第二工区工事、こうなつておりますが、その請負人の中に大和土建、そうしてカッコして村上建設となつておりますが、これは同じ会社ですか。

○国務大臣(村上勇君) 同じ会社です。

○辻政信君 村上建設大臣と村上建設とはどういふ関係ですか。

○国務大臣(村上勇君) もと私は村上組の社長をいたしておりました。しかし、昭和二十年の八月十五日の午後一時に会社と一切の縁を切りました。そして今では村上春蔵が社長をやっております。

○辻政信君 あなたは会長ですか。何でもないのでか。

○国務大臣(村上勇君) 別に会長でも何でもありません。

○辻政信君 大和土建というのを村上建設と改名したのはいつごろですか。

○国務大臣(村上勇君) はつきりいたしません、三、四年前じゃないかと思ひます。

○辻政信君 それは会社の名前を変えられるのはどう変えられてもいいんですが、私たまたま村上建設大臣、村上建設会社とあるから、ことにあなたの弟さんがその会社の社長をやつておられる、もとはあなただった。こういうことから聞きたい。政治道義の問題なんです。これは別に刑事上の問題でも何でもありませんが、普通の政治常識から考えると、大臣になつた人は事業会社と関係ない、これは普通の常識です。現に藤山さんも外務大臣就任と同時に、多くの事業会社の社長をおやめになつておる。会長をやつていらつしやらないんです、完全に縁を切つておられますか。

○国務大臣(村上勇君) 当初私のやつてゐる間は村上組でありました。株式会社村上組。ところが弟が社長になつて、どうも日本が負けちゃつておもしろくない、だから何かもう少し名前を変えてやろやろというふうなことからし

かつたんです。それで大和というのは、大和というふうな名前がいいというので大和建設にしたかたんですが、もうすでに大和建設という会社がある、そこで大和土建にしたということ、さうです。で村上建設に變更しましたのは、父の代から六十年間やつてゐる村上という村上組時代の名前を、どうしても全社員がみなほとんど父の代からの子飼いはかりで、そのじいさん、ばあさんから、あるいはせがれ、孫、これらがほとんど従業員の大部分をなしておりますので、どうしても何か大和なんというふうなより全ククシーにもある、どこにもあるというふうな名前ではどうもまずいので、それと何かとつて見てもらつたさうで

す、ところがどうも、これつづれん
で、よくいけるもんだなということ
で、これは私の聞いているところなん
です、そこでやはり昔の名前の、幸い
に村上建設というものが、そこで
みんなの総意によって村上建設とい
うものに名前を変えたものであります。

しかし、私は何か私の経歴の中に村上
建設あるいは大和土建の会長というの
が出ておりますが、あれはみなうそで
あります。要するに私は、私が議員に
出て、私は昭和二十年の八月十五日に、
これはいかぬ、とにかく政治によつて
日本をよくしなければならぬ、こうい
う決意をいたしました、そのために私
は一切の土建事業というものを足
洗った。そして幸いに弟がやはり同
じ事業をやっておりますので、弟に
全部やつてしまった、こういふのであ
りまして、今私は、土木の飛鳥組の重
役もいたしておりますが、一切の土
建会社と、現在ではございせん、大
臣になればもちろんこれはその事業か
ら離れるということは当然であります
が、しかし、一切の私は土建事業とい
うものと縁を切っております。手続上
多少ずれておくれいているかもしれま
せんが、昭和二十年の八月十五日から私
は一切自分の気分的にもこの事業をや
めた、そして手続をして、あるい
は半年や一年はおくれているかもしれ
ませんが、私は一切やめました。そう
いうことでありますので、この点に関
しましては、私が、何か村上建設とい
うものが村上建設大臣となつてゐるよ
うなことがもしありますならば、どこで
も御指摘願つて一つ御意見を聞かして
いただきます、かように思つており
ます。(明快々々と呼ぶ者あり)

○辻政信君 北海道に村上建設の支社
はございますか。

○国務大臣(村上勇君) 私は聞いてお
りません。

○辻政信君 北海道にあなたの名前と
同じ村上建設の支社を今作るというこ
となんです。それで、北海道の土建会
社の連中が青くなつております。とい
うことは、あなたが北海道開発長官を
兼ねられておる。あなたはもういふ
うに言われても、弟さんがやつておら
れるし、村上建設といふ建設大臣の
会社だという気持がある。しかも、北
海道開発長官を兼ねておられる。そこ
に支社を出すということは、北海道の
土建会社にとっては大きな恐慌を来
していることは事実なんです。

○国務大臣(村上勇君) 北海道に出
ているか、大阪に出しているか、私に
はわかりせんから、本人が参議院に
幸い席を置いておりますから、社長で
ある村上春蔵に一度お聞き願ひたいと
思います。私としては、北海道に村上
建設が出しているはずはないと思いま
すが、また、特に北海道の事業は従来
も私は一切やつちいかぬ、私の時代
でも、北海道には進出しちいかぬと
いうことを言つておりますし、また、
私が北海道開発長官である限り、北
海道開発の事業が何十億あろうと
も、そういうようなものをもしも村上
建設が特に私が北海道開発の長官で
あるがゆえに、そういうような意図の
もとに出しているのあれば、私は私
の命令で、それは命令ということはで
きませんけれども、私は全く可分な
ものではありますけれども、私からや
かましく言つて、これは弟ですからど
ういうようにでも始末いたします。し

かし、この点は、同名異人であるか、
また、確かに村上春蔵が社長である村
上建設であるかという点について、ま
た、もしもそれを出しているなら、ど
ういう事情で出しているかということ
については、これは私はわかりません
けれども、あなたからいつでも弟を呼
んでお聞き取り願へば、非常に私は
はつきりすると思ひますので、この点
一つどうぞかようにお取り計らい願ひ
ます。

○辻政信君 非常にけつこうでありま
す。それほど潔白にやられるならば。
最後にお聞きしたいのは、和歌山県で
村上建設が相当大きな工事をやつてお
ります。あそこで二十数名の死傷者
が出た事件がございします。これは御存
じですか。

○国務大臣(村上勇君) 承知いたして
おります。

○辻政信君 どういうわけで出て、ど
ういう措置をなさつておりますか。

○国務大臣(村上勇君) これは、私は
関係のないことですから、私は何にも
知りません。

○辻政信君 私は、何もないことを
言つてゐるのではない。一番大事なこ
とは、政治と利権の結合ということな
んです。ことにあなたの名前と同じ会
社なんです。あなたの弟さんがやつて
いらつしやる。この工事の発注におい
ても、今度九千九百万円のあれを取
つておられる、河川の修理で。それから
道路公団におきまして、北九州のこ
の受注は大きな工事が三つ出ている。
二億四千八百万円と一億七千七百五十
万円と。そうすると、世の中はやはり
村上大臣の会社だという通念で見られ
ることが残念だと思ひます。やは

り率下に冠を正さずということもあり
ます。そういうことは、私、政治道義
の問題でよほど自重なさなければなら
ぬ。ことに、北海道に建設の支社が
出て土建業者が恐慌を来しているとい
うことは、どうか身辺をきれいにす
る、政治道義の上においても今後とも
自重していただきたい、こう思ひの
でございます。

○国務大臣(村上勇君) 御忠告はあり
がたく拝聴いたします。しかし、個人
の営業の自由を妨害することは、関係
のない私としては絶対できません。た
だいま申されました九州の道路工事と
いうのは、昭和三十三年の五月一日の
契約になつております。私が大臣に就
任いたしましたのは昨年の六月十八日
であります。また、その前の年に
は、奥只見において二十億というトン
ネルだけの工事を請け負つておりま
す。これも今回竣工したものでありま
す。従ひまして、六十一年の歴史を持
つ事業会社が、兄貴が大臣になつたか
ら、兄貴が弁護士から法務大臣になれ
ばきよりだいたいみんな弁護士をやめ
にやならんといふことは私はないと思
ひます。私どもは正々堂々と、少なくと
も私の権力を利用して工事の運動をし
たといふことは、断じて今までもあり
ません。たとえ衆議院議員をいたして
おりまして、村上建設のためにパッ
ジをつけて運動に参つたこともござい
ません。それは、父の代からのつと
六十年來の村上組以来のその経歴が起
業者に信頼されて仕事をもらつてい
るものと、私はかように解釈いたして
おります。もしも、私が建設大臣なるが
ゆえに事業をやつてくれるならば、こ

れは私はやるほうが間違つてと思
ひます。少なくとも私は、政治と事業
だけははつきり区分いたしておりま
す。その点については、御忠告として
私はありがたく拝聴いたしますが、ど
うぞ御懸念のないようになつていただ
きたいと思ひます。

○委員長(中野文門君) 議事の中途で
ございしますが、この際、委員の異動に
ついて御報告いたします。

本日、伊能繁次郎君が辞任され、大
谷實雄君が選任されました。

○伊藤道雄君 この法律案は、改正要
点は五項目ほどになつてゐると思ひま
すが、最も大事と思はれるのは公共用
地取得制度調査会であらうと思ひま
す。で、まず、この調査会に關係して
二、三お伺ひしておきたいと思ひま
す。この提案説明によりまして、今度
公共用地取得制度に關する重要事項を
調査したいので調査会を設けたい。こ
ういふ要旨であります。ここで言う
重要事項といふのは、一体どのよう
なことをさしているのか、この要點だ
けまずお伺ひしておきたいと思ひま
す。

○国務大臣(村上勇君) 今回のこの公
共用地取得制度調査会を設置いたした
いその主要なものは、土地収用法とい
う法律がございしますけれども、公共用
地の非常に緊急を要する場合に、何と
なく思うようにどうも取得のできない
場合が間々ありまして、これをいかに
してその所有者も納得し公共用地の取
得の目的も達成できるかという点につ
きまして十分研究をしてみたいという
ことが、この公共用地取得制度調査会

の主要な問題であらうと存じております。

○伊藤道雄君 御説明によると、公共用地の取得の上に非常に困難がある。だから具体的に言うに土地収用法を改めた、そういうところにならなければならぬ、そういうところでありませうけれども、実際の例から推して考えると、この困難といふことが、いわゆる公共団体が相手側の立場を十分考えたならば困難でないものが、相手方の立場を無視して強行するために、あえて問題が非常に困難になる、こういう事態が非常に多いと思ふ。たとえば、道路を拡張するような場合土地収用する。そういう際に、その道路に面した住宅の裏には住宅の用地もあるわけです。その住宅用地を買収してそれをあてがうてそこに引かせる。これはほんの小さな例ですが、たとえばそういう親切な方法をとれば、問題は問題なく結着するであらうものを、ただ一方的に土地収用法で云々するから、いわゆる強権で強行しようとするから問題がこじれる、こういう実際の例が多過ぎるわけですね。現在私は群馬ですが、群馬の高崎市にもそういう問題が現に起きています。御承知かもしれませんが、そういうところで、やはり相手の立場を十分考えるか考えないかによって、非常に困難が出てくる。そういうふうに私どもは解釈しております。この点が私どもには納得いかない。

○国務大臣(村上海男) 全くお説の通りでありまして、そういう問題について、私どもは今後も研究をしてみたい。なお市街地等につきましては、近く御審議を願いたい市街地の改造法案というふうなものは、今御指摘のよう

に、道路面をとらえますと、その人には、その背後地にある区間全部買収したしまして、金銭賠償でいい人にはお金の方で払っていく、しかしそこへどうしても住みたいという人に対しては、そういう土地を、幾らか中高層建築といふことにいたしまして、そうしてそこにその序列によつて入つてもらつて、今まで通りの営業のできるように対策を講じたいといふことも、今すでに提案の一手前になつておりますが、そういうような現在の土地収用法といふものが、ほとんど金銭補償になつております。従ひましてこういった金銭補償だけでは、その土地を提供される方に非常な不便な場合がある、そういう場合にかえ地を出す方法とか、そういう点についてはどうだろうかといふことも、この公共用地取得制度の調査会でよく検討してもらつて、土地を提供して下さる方々の立場に立つて、御納得のいくような方法を講じたならば、現在のよう

な困難が少なくなるのじゃないかといふことを考えております。そういうようなことでこういう制度を設けたいのであります。この点は、ただいま御指摘なさつたところと私どもの考えとは全く一致いたしているようでありまして、

○伊藤道雄君 現行の土地収用法は、新憲法の下に二十九条であつたと思ひますが、国民の財産権の不可侵、詳しく言いますと、国民の私有財産は、いかなる権力によつても、またいかなる暴力によつてもこれを侵害することはできない、こういう精神に立脚して昭和二十六年にできたと思ふのです。従つてそういう趣旨から生まれた

土地収用法を改めようとするのは、いわゆる憲法で保障している国民の財産権にかかわる非常に重大な問題ですね。それだけに慎重審議してしかるべきだと思ふわけです。で、今の場合でも、先ほど申し上げたように、いわゆる土地の収用が困難なといふ場合には、現行すでに土地収用法があつて、いわゆる強権の発動ができるわけですね、現在でも、それをさらに強力なものにしよとする。それは為政者側から言へば、非常に便利なものだろうと思ひますけれども、土地所有者の方から言つて、非常に脅威を感じるわけですね。こういうような点で、これは十分慎重の上にも慎重を期して、考えなければならぬ問題ではなからうか、

こういうふうな問題です。こういう点について大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(村上海男) 私全くだいたいの伊藤さんの御意見と同感であります。従ひまして、この公共用地取得制度調査会ができた、必ず土地収用法を改正して、そうして直ちにその個人の所有権であるものを取り上げよう、そういうような考えは毛頭持つておりません。土地収用法について、土地の公共用地取得を、その土地を持つておられる方も、またこれを必要とする公共事業を行なうものも、どうしたら一番適正に、そしてどちらも納得のいくような方法でいけるだろうかといふ、ただいま土地収用法といふものがありますけれども、ただいづつでも強権発動していくといふようなことは、これはたとえ法律があるからといつて、それをいつも振りかざしてやるというところは、私ども好ましくないと

思いますので、そういう点についてのいろいろと研究をしていただく、いかにすれば地主さんも納得し、また事業をやる方も都合よくいくかという点についての調査、研究をお願いしたいと、かように思つておるのであります。

○伊藤道雄君 お言葉によると、いささかも心配ないように受け取れるのですが、さて現実の問題として、農民が一体どういふ立場におかれておるか、こういう現実の問題をとらえてみると、そういう点が遺憾ながら今大臣の言われたような簡単に承認できない面があるわけです。大体土地収用法といふのは、国民の財産を保護する面であつてそういうものができたと思ふの方向へ行つてゐる実際の例が多いわけですね。たとえば会社とか、公社から内容証明の郵便物が一本来ると、これはもうそれだけで農民はおびえてしまつて、その土地に対しても直ちにあらめてしまふ。こういう事例を、農村などを回つていろいろ話を承ると、そういう訴えが相当多いわけです。また、この内容証明一本来たら、どうにもならないと簡単にあらめてしまふ。ところが、土地といふものは農民から見ると非常に大事な財産であり、いわゆる生産の唯一の基盤である、土地があつて初めて生産ができる、命から二番目に大事な、財産中の財産、この大事な生産の基盤が簡単に取られてしまふ。もう内容証明の郵便物が一本来たら、もうだめだと、そういうふう

に現実には農民が非常に脅威を感じてゐるわけです。現在の土地収用法ですらそういう現状に置かれてゐる。ところが、これをさらに強化しようとする

るそこにねらいがあるわけですから、農民の立場からいふと、なかなかもつてこれは容易なことではないと、私どもにもそういうふうな受け取れるわけです。この点は何とか納得させなければいかぬと思ふ。このままでは、これは強行といふことになりませうから。そういう点、農民を安心させることが必要であらう。まあ、農民に限つたこととはございませうが、農民の場合が多いので、たとえば農民についてお伺いするわけです。

○国務大臣(村上海男) 土地収用法の場合でも、必ずそこには適正な補償といふことが土地収用委員会、各府県にありまして委員会での結論が出た場合には、それに従つていただくといふことであります。従つて、決して一方的に農民だからだれだからといふような、そういう個人の所有権に対して、政府なりあるいは公共企業体といふものが、これを全く無視して取り上げるがごときようなことは、これはもう今日絶対に憲法によつて許されないのであります。また、憲法が許してもやるべきことじゃないと私は思つております。従つて、そういう点についての御心配は私は毛頭ないものとかように思ひます。ただ、私も心配いたしますのは、百戸のうち百軒が全部承知しておる。そして道路ができた。しかし一軒だけどうしてもきかない、それしてそれが、その一軒の悩みがあつたために、もうほんとうにそこでは自動車で幾人かの人が死んでゐる。そのうちで見通しがつかぬために幾人か負傷者もあり、また犠牲者も出てゐるといふような場合にも、どうしても三年も五年もそこを立ちのいてもらうのに

はかかる。そういう点もほとんど九
九多の人は納得して、りっぱに道路は
でき上がっているが、しかし、ただ一
軒だけがじゃまして、道路の使用の上
に非常な隘路があるというような場合
には、これはどうもその府県の収用委
員会が決定したら、これは普通、まあ
ある程度早目にそういうところを取り
除いていく方法も、また公共の福祉の
ためには個人の占有権、私有権とい
うものもある程度提供しなければならぬ
というまた憲法は公共の福祉のために
は一応の保障をまたいたしておりま
す。そういうような点をあわせ考
えて、どうしたら納得してうまくこれか
らどんどん行なわれようとする公共事
業、いわゆる一般大衆の人のための福
祉に沿っていくのであらうかというこ
とについての調査研究をしてもらいた
いというのが、この目的でありまし
て、決してその人さまの大事なものを
権力で取るとか何とかというようにな
ことは、絶対にこれはできないことでも
あります。そういうことをする考え
は毛頭ございません。

○伊藤道雄 言葉ではございます
けれども、大臣は実際の事情にはあま
り通じていないと思う。私も農民の
方々といろいろ実際にあらゆる機会に
当たってみるわけですが、非常にこう
いう声が高いわけです。たまたま係員
の人が来て、何をぐずぐずしているの
か、早く腹をきめなさい、ぐずぐずし
ていれば土地収用法にかかりますよ、土
地収用法にかかると補償が出なくな
りますよ、こういうことが実際に起き
ておる。これは先ほど言った群馬県の
高崎市に今実際に、これは最近の例で
す。私は決してはったりで申し上げて

いるのではない。実際にこういう例が
あるのです。大臣はそういうふう
に考えていないでしようけれども、実際運
営の面を見ると、こういう例は一つの
例として、これは全国にこういう例は
たくさんあると思う。私は群馬だけで
も相当数をさように把握しておる。だ
から心配のあまり何一つおるわけ
です。従って、なかなかもって、こう机
の上だけで計画を立て運営しておる面
と、実際の関係係員が農民に接してや
る場合には、相当な開きがあるわけ
ですね。今ですら、今の土地収用法で
さらさらに脅威を感じておる。これを
さらに強化しようとするものですか
ら、これは先ほど言った新憲法二十九
条の精神に立脚した土地収用法である
から、いたずらに私有財産に対する不
安を与えるということは、憲法の精神
にも反するわけですね。こういう点で
十分な納得がいかなければ、とうて
い私もこれを承認しがたいと思
うのです。こういう点について大臣の所
見を伺っておきたい。

○国務大臣(村上勇) ただいま伊藤
委員の御指摘のありましたようなもし
も役人があるとしたら、全くそれは悪
代官でありまして、そういう者は今後
ないようには私も努めなければなら
ないと思ひます。そういう土地収用法
をもっとおどしつけるというふうな
それにおびえないように私はそういう
ような者のないようにはすることがま
ず第一ですが、そういう際に、ほんとう
に農民の味方になって、そういう者に
ついては全く心配ないというふうなこ
ともこれはよくPRしていく必要があ
らうと思ひます。決して、この公共用
地取得制度調査会を設けて、そういう

強いものを作ろうということは考えて
おりません。ただ金銭賠償、代地等に
よって何とかスムーズにその方々が安
心してその土地を提供してもらえよう
に、これは道路の場合でも、あるいは
河川、ダム等による水没家屋等の問
題も、その人たちがせつかく公共の福
祉に沿って、一家を犠牲にし
て、先祖伝来の土地を離れてくれると
いう悲壮な、その物以上に精神的な大
きな苦痛のあるものを、あえて公共の
福祉に沿ってくれる人たちが、それだ
けの理解のある人々をその土地を離れ
たらばそれより不幸になるというふう
なことは、断じて私は、これは政府、国
としてもあるいは各種公共団体として
そういうことはあつちやならないと思
ひます。私はそういう精神で、どこま
でも話し合いつくで、そうして納得の
上で、今までの生活よりも少しでもよ
くなるというふうな方法で公共用地の
取得をして参りたい、かようにまあ
思っております。ただ、末端の用地係
等に、たまたま幾たびも足を運んだが、
どうも玄関先で門前払い、面会謝絶と
いうようなことで、そこでその売り言
葉に買い言葉で、よしそれならばとい
うような、ばかごとを言う者も
あつたかもしれない。しかし、そうい
う点については、これは私も建設省
に關する限りは、これは私に責任があ
るのでありますから、私もそれはそうい
う者のないようには十分今後指導して参
りたいと思つております。決してこれ
によつて、今お考えになつておられる
ような、御指摘になられたような不都
合なことのないように、私も話を十
分していきたいというのがこの調査会
における趣旨でありまして、ほんとう

に第三者に十分御検討願ひたい、こう
いうことがこの趣旨になつておりま
す。

○伊藤道雄 建設省としては、この
公共用地の取得に現在困難を來たして
いる。これを何とかスムーズにした
い。そういうねらいで土地収用法を改
正したい。まあそういうところから大
きなねらいがあるようですが、それ
じゃ、はたして現行の公共用地の取得
にいろいろ困難を來たしているかど
うかということ、一応も二応も検討
してみなければならぬと思ひます。
そこで必要な点と思われる点、数
字を拾つてみますと、こういうこと
になつていくわけですね。旧法から新法
に変わった昭和二十六年から三十三年
までの事業認定件数四百六十九件のう
ち、大臣認定は三百五十六件、知事認
定が百十三件になつていくわけだ
ね。それから二十七年から三十三年の
間の裁判件数は百三十四件になつてお
ります。それと三十一年から三十三年
までの統計を拾つてみますと、事業認
定に要した日数は、最高がこれは三十
一年で三百七十九日でございます。最
少は三十三年の四十二日になつてお
ります。それから裁判の場合も、最高は
三十三年で四百十六日、最少が三十二
年の二十二日、こういうふうな日数し
かかつていないわけですね。これは
まあ国民の私有財産を権力によつて取
り上げようとするのであるから、この
程度の日数がかかるのはまた當然と言
わなければならぬと思ひます。さら
に、この長引く例もありまして、原因
が、先ほど申し上げたように、相手
方の立場を十分考えないで一方的に強

行しようとした場合に多くの問題をか
もしている。こういうことをあわせ
考える必要があらうと思ひますね。
ただ、一方的に強権の発動ということ
でなくして何と云つても大事なことは
相手の立場を十分尊重して、相手の納
得のいくような方法、仕事をやれば相
当日数かかると思ひます。大事な大
事な命から二番目の土地を離そうとす
るのであるから、いかに土地収用法と
いへども、やはり十分な補償、そうし
て納得のいく補償、こういうことなら
ば問題はあまり混乱しないと思ひま
す。しかし、実際には先ほど申し上げ
ておる通りに、一方的におどしたり
すかしたり、あるいはまた、補償も十
分でない、こういうところに問題はあ
るように思ひますね。この点いかが
ですか。

○国務大臣(村上勇) ただいま先生
の御指摘になりました点は、私もよく
わかります。四百日ぐらいで、まあ最
高が四百日というのでありますが、実
はその前に、事業認定をするまでに相
当な話し合ひをしてきておりますの
で、四百日があるいは八百日にもな
つておると思ひます。と申しますこと
は、先般もあの下釜ダムの問題でも、
すでに昨年の二月以来用地交渉にか
かりまして、大分県側と申しますか、大
部分の人はこれに承諾を与えておる。
しかしその一部、ごく少数の人は、何
と云つても、もう金の問題も聞か
ない、とにかくすべてもうあらゆる問
題、もう何をもち出して、同答無用
だ、建設省の者には会わない、ある
いは知事が行つてももう会わない、おれ
のものだといふような態度で出られる
所もありまして、そういうようなこと

第一節 内閣委員会會議録第二十四号 昭和三十三年五月十日【參議院】

があるから、実はこちらは強権で臨むという、土地収用法というものをすぐかければ、簡単に四百日で片づくじゃないかという事にもなりますけれども、できる限り地元の方々には、こちらが無理を言つて、たとえそれが公共の福祉のためでありましようとも、こちらで人さまの大事なものを分けてもらうんですから、やはり礼を尽くして、もうあらゆる人をお願いする。まあ面会しようとしても面会もさせないというよりなことが、そんなにたくさんはございませぬけれどもまたまたそういう点がありまして、せつかくの治水対策、まあ道路の問題でしたら、少し不便を感じれば、二年や三年おくれても、これはまあその地方だけの人の問題で済むことでありますけれども、たとえば治水関係の災害防止の河水利制というよりな場合には、死傷者が出るし、何万町歩という田畑が荒らされる、何千戸という家が流れていくというよりなことから考えますと、五人や十人の人の、ただまあ、私も言へば、まことに頑迷だと言つていいと思ひますけれども、その人たちのただ氣持のために、どうすることもできないというのが現状であります。そこで初めて土地収用法の前提となる事業認定をするということになりますという、それから四百日あるいは三百日というものがかりますので、それまでにすでに一年半も相議をしておるが、なおいかないので、また一年以上かかるというよりなことにまあなつておりまして、私も、決して、御理解のあるまじめな方々を対象に研究する必要はないのでありまして、そうい

う人たちが出た場合には、どういふうちに話し合ひをつけていくかというよりなことをまあいろいろと検討していただきたいと思ひます。しかし、この調査会は、公共用地の取得問題について学識経験者有する者のうちから選任する委員十五人でありまして、しかも、その具体的な人選については、ただいままだ検討中でありまして、少なくとも私権の保護に欠けることのないように、被収用者のために、その被収用者の意見も十分反映できるような構成をしたいということでありまして、決して、私も役人根性で考えて、人さまのものをなるたけ強引に取れるようにというよりなことは考えておりません。十分その私権の保護ということを尊重して、そしてその委員会の方たちに、どういふふうなことをどういふふうにするかといふことを調査してもらいたい。決してそういう不都合はいたしませんから、その点については一つ御了解をいただきたいと思ひます。

○伊藤道雄 私が申し上げるまでもなく、この土地収用法の改正の要求が、土地を収用される側、すなわち国民側から出されたとするならば、話がよくわかるわけですが、ところが、そうでなくして、はからんや、土地を収用しようとする事業者側からの改正要求が出ておるのです。ここに非常な問題があると思ひます。現行の土地収用法に農民が耐えかねて、この土地収用法を改正してもらいたい、こういうのが一般の筋だと思ひますが、ね。そうでなくして、この土地収用をする事業者側からの要求であらうと思ひます。もしそうだとすれば、ここにも問題はあらうと思ひます。これは常道ではないのです。この点はいかがですか。

○国務大臣(村上市郎) これはもう国だけがその事業主でなくて、国も公共団体も、みなその事業者側になるのでありまして、その事業者、それはいわゆる村であるとか、あるいはまあ市町村、あるいは市町村、あるいは、みなこれは事業者になるものでありますが、まあ同じ村の中で、国ならあるいは目が通らんといいことも言える場合もありましようが、まあ市町村の中で、そんな、無理に押しつけてどうか、そういうよりなことは、私はこれはまあ絶対とは言えないけれども、まあ、まあ私も絶対にそういふことはなく、するようにはしなければならぬと思ひます。

○伊藤道雄 これは主としてまだ参議院では審議をやつていませんから、衆議院の段階で、この審議の過程における建設省当局の御答弁を要約してみますと、大体こういふふうにならうと思ひます。もし、大事なことであります、間違つておつたら御訂正いただきたい。結局事業者側からの強い要請があつて、もつと短期に土地を取得できるように改正してもらいたい、そうしてその要請は三つほどあつて、その第一が、補償額を決定する以前に収用権を取得するより緊急措置を拡大すること、これはきわめて重大だと思ひます。補償額を決定する以前に収用権を取得するより緊急措置を拡大すること、これが一つ。第二は、手続を事務的に簡素化すること。第三が、収用委員会の組織運営を迅速に行なうより合理的化すること。こういふ、合理化と

か、簡素化とか、いろいろまことに都合のいい言葉を使つておりますけれども、これは結局現在の土地収用法の強化にほかならないと思ひます。それで、最初お伺ひしたように、これはきわめて重大なことでありますので、今申し上げた要請については、間違ひなく衆議院の段階で御答弁になつたのかどうかということ、そして、それそれについてはつきりと、態度をあかしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(村上市郎) 私、実はほかの委員会にずっと追われまして。衆議院の内閣委員会には一日も、一回も出席できなかったものであります。従ひまして、政務次官その他の政府委員が質疑応答いたしました次第でありまして、私は私の気持を、この参議院のこの当委員会ですべてこの問題についての審議をいたしておる次第であります。私の御答弁につきましても、いろいろ御納得のいかん点があるかもしれせんが、私の精神は、そういふ、ただいま申しましたような精神で、私はこの調査会を設けたというのが私の精神であります。衆議院におきましては、それぞれそれよりいふ、ただいま御指摘のような問題を心配いたしましたか、衆議院では附帯決議がつきまして、土地の価格決定以前に土地を収用することはできないというよりな附帯決議が提出されて通過いたしましたのであります。この衆議院の附帯決議は、十分私も尊重して参りたい、かように存じております。

○伊藤道雄 そこで、お伺ひいたしますが、今申し上げた第一点は、憲法二十九条に保障されておる国民のいわゆる財産は、これは正當な補償のもとに初めて収用される、正當な補償、これはまあ当然であらうと思ひます。正當な補償でなければならぬ。それと、ここにはつきりしておることは、補償額を決定する以前に収用権を取得できるようにしたい。これは土地を収用する側から言へば、まだ五万円に収用六万円にするか、額が決定する前に収用権だけは先取りたい、こういふばかなことが考えられましようかね。何か売買する場合でも、値段がはつきりして初めて取引するわけですね。その額についてはあとにして、まず土地収用権を先によこせ、これは収用者側からいふと、こんな都合のいい方法はないと思ひます。収用者側からいへば、とりあへず収用して、額については五万円にするか六万円にするかというとはあとと回し。これは土地所有者の立場からいへば、まことにこれは不可解な問題なんです。常道では考えられぬ問題の一つであらうと思ひます。この点いかがでしうか。

○国務大臣(村上市郎) そういふ今の御指摘になつたようなことを考えましたのは、非常に緊急収用という場合に近いよりなものであります。緊急収用の場合には、災害等で早くこの土地をもらわなければ、堤防を築かなければ、また大きくやられるというよりな場合には、これはもうどなたの土地でも緊急収用をせよといふのであります。これはほんとうに超非常時の場合であります。それに近いものがある、こゝろ思ひまして、こういふよりなことになると思ひますが、その点につきましては、やはり先生の御指摘になつた点も、私も十分わかりまうし、また附帯決議等にも、そういふよ

うな意味のことについては相当制約されるようなことになっております。取れるからといって、何でもかんでも昔のようになり方というものは、今日絶対にやれるものでなし、またやるべきものでもございませんから、その点については私どもはそう心配していません。私どもは、そのうち、十分考慮して参りたいと思っております。

○伊藤道雄君 これはせつかくのお言葉ですけれども、非常に問題点のうちでも一番問題点であろうと思ふんです。お言葉の中には、適当な補償をするからいいじゃないか、そういう意味があつたわけですが、この適当な補償額といつたところで、今法令もなければ政令もないでしよ。何かあれば教えていただきたい。この建設省がいう適当な補償といふのは、その基準は何もないと思ふんです。法律も政令もないでしよ。もしありとすれば、常識だと思ふんです。ところが、その常識について、取用者側と被取用者側に利害の關係が開きがあつた場合、どちらの常識がいいかきめかねるわけですね。そういう場合、いろいろ混乱して、長引く。そういうところがあるのです。従つて、結局被取用者側の立場も十分尊重してというところは、先ほど私が強くお伺ひした点であります。そこで十分な補償額、農民が納得するに足る補償額、またそれに近いものが出れば、その時は長引かないわけですね。それをほんの擬金で何とか取用しようとするから、結局問題が長引く。そういう長引く問題にこりて、今度は補償額がきまらないうちに、まず土地収用権

だけよこせ、そういう点でこれは非常に問題だと思ふんです。どなたが考えたか知らぬが、これは私一人の考えじゃない。大体適当な補償額というところが第一問題ですね。繰り返して申し上げるように、何の基準もない。ここにも法の不備が指摘されますね。これは常識で、常識といふのは個々によつて非常に違つてくる。立場によつて違つてくる。そういう中で、まだ額がきまらないのに、まず土地の収用権だけはこちらへよこさない、こういうことではしよ。これはきわめて一方的であり、きわめて土地収用法の強化ということにほかならないでしよ。この点は今の大臣の御説明では納得いきませんよ。

○國務大臣(村上勇君) なるほどその通りであります。現在では各省とも行政措置でそれぞれやっておるやうであります。しかし、私どもこの調査会といふのは、こういう問題の基準も大体調査会でどういふふうにするかといふことをきめていくための調査会、こういうことも含んで検討していただきたいというのが、この調査会の設置の趣旨になつております。これは御指摘のようによい、ただいま一定した基準はございません。ございませぬが、この基準も調査会等できめるものである、かように思つております。

○伊藤道雄君 この点は冒頭にお聞きし、この調査会を設置するについて、重要事項を調査させるために調査会を設置したい。今のお言葉によると、そういうことも含めておるんだとおっしゃいますけれども、最初この大事な補償額云々といふことについては御指摘がなかつたわけですが、もしあつたとす

れば、私聞き損じたわけですが、失礼いたしましたけれども、こういう点は非常に大事な、最も主要な中に入るんじゃないですか。その適当な皆さんが納得するやうな補償額を出し得るやうな、そういうものができれば、この土地収用法は現行の収用法で十分スムーズにいづくわけですね。そうすれば、むしろこの調査会そのものも、適当な補償額といふことが非常に大事な要素になるのじゃないですか。それさえ解決すれば、何も骨を折つて土地収用法を変えないでも適当な補償はなされるという、そういう方法が講ぜられるならば、ことほどさうやうに大事な要素について、最初こういうことを調査するといふことは御指摘になるべきなんです。今御説明はありましたけれども、そういう点はどうなんですか。

○國務大臣(村上勇君) 大体私としては、土地収用法等についての検討と申し上げましたその中に、こういう土地の公正な価格等は含まれておるものといふふうに、実はこれは言葉が足りないか、かつたんですけれども、そういうものはすべてこの調査会に含まれておるといふ、そういう気持でお話を申し上げたのであります。全く土地収用法の中の公正な価格といふもの、この調査会で、この地域においてはどういふ機構にして、どういふふうにしたら両者の納得のできるやうなものができるかといふような点を、十分この調査会で検討してもらいたい。そして、どうかと申すんだといふことは、これは調査会ができて、そして調査会において、このままでもいいじゃないかといふ結論が出れば、それでもやむを得ま

せんが、またこれはこうした方がスムーズにいくなことにならば、そういう方向で検討してもらつていきたい。こういうやうなことでありまして、今土地収用法をどういふふうに変えるのだという具体的なものは私ども持つておりません。すべては調査会の一応御審議によつて、これは結論を出していただきたい、かように思つております。

○伊藤道雄君 それじゃお伺ひいたしますが、今まで過去の実績から土地の収用がおくられて非常に困つた、そういう例があつたと思ふのです。そういう場合のおもな原因はいろいろあつたと思ふのですけれども、その中に補償額が折り合わないで、補償額の問題で長引いた問題も相当多いと思ふのです。実際それははたして多いのか、また問題ないのか、おそろくこの点が重大な問題であらうと思ふ。数をあげなくともけつこりです、大体どうであつたか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今まで用地の取得が非常に困難を來たしておるといふこの事情のよつてきた原因といひましては、土地収用の手続に入つてきておられますものについては、お説のようによい補償額がなかなかきまらないという場合もございませぬが、その前に事業認定の手続に入ること自体がなかなかむずかしくなつてきておるといふケースが多いやうでございます。それからもちろん収用手続を踏まないで話し合ひでやつていくやうな場合には、いわゆる買取価格の話し合ひがつきかねないといふことが、取得を非常に困難ならしめておる場合が多い。先ほど大臣からも申されましたやうに、普通

の買取方式でいきます場合には、大体所要土地の面積の八割から八割五分くらいは円滑な話し合ひが済みまして、あとの一割から一割五分くらいは土地がなかなか話が済まない。こういう状態になつてゐる場合が多いやうでございます。

○伊藤道雄君 まあ御説明によつてはつきりました。結局手続の問題もあつたけれども、補償額が一つの大きな問題となつて長引いた場合もあると申すおっしゃつておるわけですね。従つて、先ほどから申し上げたことを裏づけするやうに補償額が一つの大きな問題になつておるといふことは、建設當局も確認すると思ふのです。従つて、私どもとしては、現在そういう長引く問題があるとすれば、私が実際に農民に接して知つたところによれば、ほとんど補償額の場合が多いわけですね。それから態度ですね。先ほど一つの例で申し上げましたが、何をぐずぐずしておるか、ぐずぐずしておれば土地収用法を適用しますよ、土地収用法を適用すれば補償しませんよと、威嚇ですね、一つの無形の暴力、こういう態度では農民も人ですからね、勝手にしろと、絶対に離さんと、そういうやうな問題もあるわけですね。それと補償額の問題、従つてそういう面の運用よろしきを得て、そして補償額が納得するに足る、そういうものが措置できるならばだいぶ減つてくると思ふのです。長引くことは、そうすると今大臣がなすかれましたが、そうすれば何もこの土地収用法、さらにこれを強化して、まだ補償額がきまらないのに収用権だけよこせ、そういう無法な

ことをせんでも済むのじゃなからうか
 と思う。この点どうですか。

○国務大臣(村上勇君) 全くその通り
 でありまして、こういうまあ私も事
 例を多く知っておりますが、大体か
 りにこの中の地主さん全員で、大体全
 員が話し合ひで一反歩三十万なら三十
 万で御納得をいただいた。私だけが自
 分のたんばなら三十万を百万といつて
 も、これは自分の子供に名前をつける
 と同じで、何と名前をつけるも勝手
 ですから、おれは百万切れたら絶対承知
 しないのだ、こういうものが一人かり
 に出してくる。そうすると大ぜいの人は
 全部話し合ひがついていて、私一人
 がどうしても不当な価格を要求してき
 かない。そういう場合に、もしも私の
 近いものを出せば、今までの人は皆こ
 われちゃう。といって私に対する措置
 がなかなかやりにくい。しかし、公共事
 業では非常に一刻を争うほどせかれ
 ている。そういう場合でもやはり全員
 はほとんど御納得いただいているにもか
 かわらず、一人の不都合な私があるた
 めに、その公共事業というものはで
 きない。一年も二年もおくれるとい
 うことになることを私どもは心配して
 いるので、そういう場合を除けば、全員
 が納得がいかないうようなことでは、こ
 れは大体価格が安い、あるいは役所
 とかあるいは公共事業体に不都合があ
 るか、悪代官式のことを言つて、感情
 問題で、もう金銭問題別だといふよう
 な態度に出られるか、あるいは全体的
 に、その価格が、指示価格が安いとい
 うような場合は、これはもう私もとも
 そりだから強権を発動してどうとい
 うのでなく、ほんとうにあそこの下室の
 問題でも、百七十何戸といふものは全

部納得してくれたのですけれども、こ
 りくわすかな小さな部落民の人が、その
 中でもほんとうにいけないという人は
 二人か三人だ。二、三軒だ、というこ
 とを聞いておりますが、そういうこと
 のために筑後川というものの河川の調
 節ができなくなるというような問題も
 あります。そういうことが至るところ
 で、そういうところがある。このごろ
 の事業認定をしている、私は大体説明
 だけ聞いて事業認定のサインします
 が、大体ごく少数の人の御理解ができ
 ないための事業認定であります。そ
 ういうことを考えていただくと、まじめ
 なりつぱな人に対しては、決してわれ
 われはどきまでもその人の持つてお
 る財産権というものを、国あるいは公共
 団体がその用に供するに無理を言つ
 て取つてしまふといふようなことは絶
 対に考えておりません。また、そうい
 うことはこの民主主義の時代に考える
 べきことでもないし、そういうことは
 絶対に許されません。ただ一人ある
 は二人とか、ただ少数の人がどうして
 も応じないという場合のことを、実は
 対象に考えていただくことを、この場
 合私どもとしては願わしいことだと思
 っております。

○伊藤道雄君 お言葉によりまして、
 きわめて少数の人たちのために現行の
 土地収用法を変えたいのだ、そういう
 ことにも受け取れるのですが、そうい
 うふうに把握してよろしいのですか。
 ○国務大臣(村上勇君) 全部がそうと
 いうわけではございません。これは私
 は現行の収用法は、金銭賠償というこ
 とになつておりますし、これをかえ地
 等によつてむしろそこを離れた方が御
 本人の有利になるようなかえ方もあり
 ますし、あらゆる角度から調査しても
 らうことであります。私が今申しま
 したのは、一例にしかすぎないのです。
 ○伊藤道雄君 これはお言葉ですが、
 ごく少数のための措置としても、土地
 収用法を変えたいのだ、大多数の人の
 ためには現行法でいいんだということ
 がお言葉の裏にあると思う。ただこ
 りく問題なのは、ごく一部の場合に、ど
 うしても困るので土地収用法をこの程
 度に強化する必要がある。しかし、そ
 のことは関係のない大多数の大部分の
 方々に非常に強力な圧力となつて出
 くるわけですね。これはいわゆる法改
 正の精神からいって、少なくとも良法で
 なくして悪法だと、そういう点からも
 言えるのじゃないですか。ほんの一部
 の場合に必要なのものを、わざわざこ
 の法改正でやらないで、ほかに何とか運
 営の面でそれは改善できる問題ではな
 からうかと思ふのです。それを大部分
 の公益というものを離れて、ごく一部
 のためにだけ必要なそういう措置を一
 般化するといふことは、大部分にもそ
 れが非常な圧力となつて出てくるわ
 けですね。

○国務大臣(村上勇君) 私申し上げま
 したのは、運用上の一つの方角をつか
 むために申し上げたもので、そういうよ
 うな意味で申しましたので、まあ土地収
 用法にかかるといふ人は、現在でもご
 く少数の人であります。ほとんど大部
 分の人は、その土地収用法なんとい
 うようなものを待たずして十分調停が
 できて参つております。しかし、その少
 数の人、それが多数の人の中の私一人
 でもだめだといふことによつて、その
 多数の人ややはり事業ができないうた
 めに反対していると同じ結果にまあな
 る、話のついた人も同じ結果になるの
 でありまして、非常に大きな問題に
 なつて参つております。そういうよう
 な点を私どもはいろいろかといふこと
 を調査してもらいたいと思つておりま
 す。

○伊藤道雄君 それから第二の問題で
 すね、事務を簡素化して迅速に措置し
 たいという第二の問題に関連して、現
 行の土地収用法手続を見ますと、収用
 手続の所要推定期間が大体百二十二日
 になつておりますね、現行は、これ
 を分類すると、事業認定に五十日、細
 目公告に七日、調査作成、協議に十五
 日、そして裁決に五十日、計百二十二
 日、これが現行のいわゆる所要推定期
 間だと思ふ。一体これをどこを縮めよ
 うと考えておられるのか。これを縮め
 るには、やはりどこかを減らすにやな
 らぬのです。このうちの、四項目は
 どの程度縮めようとするのか、この点
 を明らかにしていただきたい。
 ○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまお
 尋ねの第二点の収用の手続の簡素化と
 いうことにつきまして、起業者側から
 の要望があることはお説の通りでござ
 います。この問題につきましましては、
 ただいま御指摘の四項目の中の手続
 で、たとえば縦覧手続といふのがござ
 います。事業の認定の際、あるいは裁
 決の際にございまして、事業認定の際
 の縦覧手続を省くかどうかといふよう
 な問題、それから裁決の期間をある程
 度縛るかどうかといふ問題、それから
 さらに、これは簡素化とちよつと趣旨
 が違ひますが、簡素化の意味も含めま
 して、府県にあります収用委員会の
 ほかに上級の中央収用委員会というよ
 うな機関を設けるかどうか、こうい
 うような問題につきまして、もちろん
 いずれも慎重に検討を要する事柄でござ
 います。この調査会において十分
 検討していただきたい、こういうこと
 に考えている次第でございます。

○伊藤道雄君 それから補償の問題で
 す。これは繰り返して申し上げるよう
 に、実際の今までの例を拾つてみます
 と、補償が正当でなかったり、あるいは
 は不公平であったり、それと利権者の
 暗躍が中であつたり、政治的圧力に
 よつて計画が変更されたり、こういう
 ような問題で補償がこじれて問題と
 なつた場合を、幾つか私実例を知つて
 おるわけなんです。こういうこと
 でも過去においておられてきておると
 いう、そういう認識もなければならぬ
 と思ふ。ただ、土地収用法そのものを
 を、先ほど言つたように改正すればい
 いのではない、実際の運営の面で今申し
 上げたような点が実際には行なわれて
 きておる、こういう認識に立つて今後
 建設者としては当たらないと、ただ土
 地収用法を強化すれば事足れりでは、
 また同じことを繰り返すことにならう
 と思ふのです。こういうことをお伺
 いして、きょうは時間の都合で、き
 ょうのところはこれで終わりますけれ
 ども、この点を最後としてお伺いたし
 ます。

○国務大臣(村上勇君) ただいまの御
 意見もつともございまして、私ど
 も、ただ法律ができたからその法律を
 たてにとつて国民の財産権といふもの
 を、たとえそれは公共の福祉に沿うた
 めでありましても、固執無用の態度で
 これをもちつていくといふことは、こ
 れは最も私は慎まなければならな

いことと思ひます。特に末端の用地係とか何とかいうような、これは建設省だけではございせんが、各自自治体、公共企業体等の職員が、その自分の立場から、また個人的な感情から、せつかくスムーズにまともな得ることも、それらの態度のいかんによつては、むしろ幾ら金くれても、この土地譲りたくないという態度にもなり得るものであります。従ひまして、そういう点については、十分相手に對しての謙虚な態度というやうなものを失わないうにすることが、日ごろ心掛けておかなければならぬことだと私思ひます。こういうことで、ほんとうに謙虚な氣持で参りますれば、これは特別な人でない限りは、大体話し合ひといふものが、國もあるいは公共団体も、そんな無理なことを言つて人さまでのものを召し上げるわけではないのでありますから、その土地を出す方々も、十分その事業の公共性といふことを御認識になつてくれるし、そこへまた謙虚な氣持で話があれば、まああせつないけれども出してやろうという態度になり得るのであります。そういう点は、決して土地を持つてゐる人たちが悪いといふのではないので、やはりこの交渉に當たる人たちの態度も、相当私は今後注意していかなければならぬと思ひます。そうすれば、こゝろがよいやうなもの、あるいは土地取用法というやうなもの、その適用する範圍というものは非常に狭められてきますし、こゝろのものを今御審議願つておられますが、こゝろのものの必要も將來なくなるのではないかと思ひます。あくまでもただいまの御指摘の点は、私も、十分この点は御意

見の通りに今後も注意して参りたいところでありまして、十分一つこの点を各條にも話しまして、遺憾なくこの用地の取得ができるように努力したいと思つております。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

これにて散會いたします。

午後三時四十分散會

四月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第二〇六六号)(第二〇六七号)(第二〇八八号)(第二一一六号)(第二一九二号)(第二二五五号)

一、傷病者の増加恩給等は正に關する請願(第二〇六八号)(第二〇六九号)(第二〇八〇号)(第二一一七号)

一、高等學校教職員の給与体系の立法化に關する請願(第二〇七二号)

一、農林省勤務の定員外職員の定員化に關する請願(第二二五六号)

第二〇六六号 昭和三十五年四月十五日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 岩手県議會議長 山崎 樫三

紹介議員 谷村 貞治君

軍人恩給廃止前に恩給決定を受けた者は、戦地実役三年でも加算年数により恩給権が付与せられ支給を受けているにもかかわらず、戦後戦地から復員した者は、実役十一年十一月間でも恩給権を認められず、失権のまま放置されているが、これはことに公平を欠

くものである。この際、加算制を復元して赤紙返召者の失権と、その遺族扶助料の問題を一挙に解決すべきであるから、本国会においてこれを法制化し、昭和三十五年度から実施せられたとの請願。

第二〇六七号 昭和三十五年四月十五日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 鹿兒島県薩摩郡高城町 長 野村三郎外一名

紹介議員 追水 久常君 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇八八号 昭和三十五年四月十六日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡余呉村 會議長 浅茅善六

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二二一六号 昭和三十五年四月十八日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡高月町 會議長 森川園一

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二一九二号 昭和三十五年四月十九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡西浅井村 會議長 中田隆一

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二二五五号 昭和三十五年四月二十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡木之本町 會議長 寺村信次

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇六八号 昭和三十五年四月十五日受理

軍人恩給の増加恩給等は正に關する請願

請願者 香川県高松市宮脇町五〇五 白井要平

紹介議員 津島 壽一君

現行恩給法中、傷病恩給に關しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、裁定基準の根本的は正が行なわれていないばかりでなく、年額、間差及び家族加給等について、年額、間差及び第三十一回國会では付帯決議が附されているように、未解決な問題点が残されているから、(一)第一項の増加恩給の年額を二十万一千円とすること、(二)裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、(三)間差を旧法の間差に是正すること、(四)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること等は正を圖りたいとの請願。

第二〇六九号 昭和三十五年四月十五日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内 一丁目連輪省前財団法

人日本傷疾軍人会 長 蒲穆

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第二〇六八号と同じである。

第二〇八〇号 昭和三十五年四月十五日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二ノ一三三 下垣第一

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第二〇六八号と同じである。

第二二一七号 昭和三十五年四月十八日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願

請願者 岐阜市青柳町五ノ二 中村林一

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二〇六八号と同じである。

第二〇七二号 昭和三十五年四月十五日受理

高等學校教職員の給与体系の立法化に關する請願

請願者 岩手県議會議長 山崎 樫三

紹介議員 谷村 貞治君

高等學校教職員の給与制度は、昭和十九年に三本建給与制度の確立をみ、更に昭和三十三年に學歴是正法等によつて漸次改善されたといへ、その実態は非常な不合理と矛盾を残している。特に科学技術教育の振興が要請されているこん日において、給与が低いため新卒の優秀な教育志願者のほとんどを大企業に吸収されて経験豊かな有能の士を教育界に迎えることは困難と

なりつつあり、更に教職員の職務としての必要な研究費を支給されていない現状では高等学校教育の充実発展はとうてい期待し得ないから、高等学校教職員の待遇改善を図るため、すみやかに合理的校種別給与体系確立の立法措置を講ぜられたいとの請願。

第二五六号 昭和三十五年四月二十日受理

農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福島県伊達郡桑折町西段全農林福島県本部伊達食糧分会内 白瀬三男外三十四名

紹介議員 松平 勇雄君

農林省に勤務する定員外職員は、定員内職員と同一の勤務内容を分担しているにもかかわらず、身分上不安定であり遺憾にたえないから、定員外職員の根本的解決策に一段の配慮をせられると共に昭和三十五年予算において、定員外職員の全員をせひとも定員化するよう措置せられたいとの請願。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、子及び孫については、十八歳未満でまだ婚姻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情である場合を含む。以下同じ。）をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き続き別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとする。

第五十八条第一項中「組合員期間二十年以上の者」の下に「又は組合員期間十年以上二十年未満の組合員」を加え、同条第二項第一号中「組合員」を「組合員期間二十年以上の組合員」に改め、同項中第四号を五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にあつては、組合員期間十年以上十一年未満に對し、俸給年額の百分の十に相當する金額とし、組合員期間十年以上十一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一に相當する額を加算した金額

第五十九条第一項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。

第六十条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 子又は孫で別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

五 子又は孫で別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第六十一条に見出しとして「遺族年金の停止」を附し、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同順位者から申請があつたとき」を「同順位者があるとき」に、「次順位者から申請があつたとき」を「同順位者がなく」と改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第七十七条から第七十九条までを次のように改める。

（船員組合員の組合員期間）

第七十七条 船員保険の被保険者（以下「船員」という。）である組合員（以下「船員組合員」という。）若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する長期給付の支給については、当該組合員期間（船員組合員であつた期間を除く。）と船員であつた期間（その期間について、すでにこの法律の規定による長期給付又は他の法律の規定によるこれに相當する給付を受けた場合には、当該給付を受ける権利の基礎となつた期間を除いた期間とする。以下同じ。）とを合算して得た期間を組合員期間とみなす。

2 船員の資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

（船員組合員の年金受給資格等）

第七十八条 組合員期間二十年未満の船員組合員又は船員組合員であつた者が退職した場合において、その者の船員であつた期間が十五年（船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する者にあつては、十一年三月）以上であるときは、第五十条第一項本文及び第五十四条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 前項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受け権利を有する者が死亡したときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給する。

3 第一項の規定による退職年金の年額は、俸給年額の百分の四十に相當する金額から、二十年とその者の組合員期間（一年未満の端数は、切り捨てる。）との差年数に對して、その一年につき俸給年額の百分の二に相當する金額を減じた額とする。

4 第一項の規定による退職年金を受ける権利を有する者に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「第七十八条第三項」と読み替へるものとする。

（特殊な船員組合員の年金及び一時金）

第七十九条 組合員でない船員であつた期間（組合員の資格を取得した日の属する月を除く。以下この

条において同じ。）を有する船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に支給すべき次の各号に掲げる年金の年額は、第五十条第二項、第五十三条第二項、第五十八条第二項第一号及び第二号並びに前条第三項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところとする。

一 退職年金、第五十条第二項又は前条第三項の規定により算定した退職年金の年額に相當する金額から、組合員でない船員であつた期間（一年未満の端数は、切り捨てる。以下第四号において同じ。）の一年につき俸給年額の百分の一に相當する金額を減じた額

二 減額退職年金 前号の規定により算定した退職年金の年額から、その額の百分の四に相當する金額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た金額を減じた額

三 組合員期間二十年以上の組合員が死亡した場合の遺族年金 第一号の規定により算定した退職年金の年額の二分の一に相當する額

四 組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合の遺族年金 第五十八条第二項第二号の規定により算定した遺族年金の年額に相當する金額から、組合員でない船員であつた期間の一年につき俸給年額の百分の〇・五に相當する金額を減じた額

2 組合員でない船員であつた期間を有する船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間から組合員でない船員であつた期間の二分の一を減じて得た期間」と読み替へるものとす。

第八十一条を削り、第八十条中に「船員である組合員」を「船員組合員」に、「前三条」を「前四条」に改め、同条を第八十一条とし、第七十九条の次に次の一条を加へる。

(船員保険法による給付の選択)

第八十条 船員組合員又は船員組合員であつた者の船員であつた期間に係る給付については、第四章及び前三条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員組合員又は船員組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付(失業に関する給付及び職務上の事由による給付を除く。)に相当する給付とすることができ。

2 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族が、前項の規定により船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金に相当する給付を選択した場合において、当該船員組合員又は船員組合員であつた者であるときは、これらの給付のほ

か、船員でない組合員であつた期間について組合員として受けるべき長期給付を行なうものとす。

3 第一項の選択により生ずる組合員の追加費用は、公共企業体が負担する。

第八十二条を次のように改める。

第八十二条 削除

第八十三条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第八十六条の次に次の一条を加へる。

(支払事務の委託)

第八十六条の二 組合は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に関する事務を郵政大臣に委託することができ。

附則第五條第一項第一号イを次のように改め、同号ハ中「軍人恩給」を「普通恩給である軍人恩給」に改める。

1 削除

附則第五條第二項を次のように改める。

2 昭和二十九年五月一日以前における船員であつた期間が三年以上である者で同日において五十歳以上であつたものについての第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「組合員でない船員であつた期間の二分の一」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の組合員でない船員であつた期間の二分の一」と読み替へるものとす。

附則第六條第一項中「第五十条第二項の規定にかかわらず、同項の規定を第一五〇条第二項、第七十八

条第三項及び第七十九条第一項第一号の規定にかかわらず、これらの規定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 更新組合員に対する第五十三条第二項、第七十八條第四項又は第七十九条第一項第二号の規定の適用については、第五十三條第二項中「第五十条第二項」と、第七十八條第四項中「第七十八條第三項」と、第七十九條第一項第二号中「前号」とあるのは、それぞれ、「附則第六條第一項」と読み替へるものとす。

附則第六條第五項を次のように改める。

5 組合員期間二十年以上の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する第五十八條第二項第一号又は第七十九條第一項第三号の規定の適用については、第五十八條第二項第一号中「第五十条第二項」と、第七十九條第一項第三号中「第一号」とあるのは、それぞれ、「附則第六條第一項」と読み替へるものとす。

附則第六條に次の一項を加へる。

6 組合員期間十年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金の年額は、第五十八條第二項第二号及び第七十九條第一項第四号の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の年額に相当する金額から、当該更新組合員に係る前条第一項各号に掲げる期間につき、第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の

二分の一に相当する金額を減じた金額とする。

附則第九條中「更新組合員」の下に「(第七十八條の規定の適用を受ける者を除く。以下附則第十一條まで同じ。)」を加へ、「法律第五十五号附則第二十四條の二第一項本文の規定により恩給の基礎となる職年の年数」となつてゐる実在職年の年数を除く。以下同じ。を削る。

附則第十條を次のように改める。

第十條 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職した場合において、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に關する法令の規定による普通恩給(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。)を受ける権利を有することとなるときは、第五十條第一項本文及び第五十四條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は支給しない。

附則第十一條第一項中「附則第九條」を「前二條」に改め、同項第一号中「職員であつた期間」を「施行日前の職員であつた期間」に改める。

附則第十三條第二項中「二十年未満」を「十年未満」に、「附則第九條から第十一條まで」を「附則第九條又は第十一條」に改め、同条第三項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。

附則第十四條第四項を次のように改める。

4 前条第二項又は第三項の規定による遺族年金の年額は、当該死亡を退職とみなしたならば当該更新組合員に支給すべきこととなる退職年金の年額の二分の一に相当する金額とする。

附則第十四條の次に次の一条を加へる。

(特殊船員更新組合員)

第十四條の二 施行日前の船員であつた期間で附則第五條第一項各号に該当する期間以外の期間(以下「特殊船員期間」という。)を有する更新組合員(以下「特殊船員更新組合員」という。)に対する附則第八條第一項の規定の適用については、同項中(控除期間を除く。及び)とあるのは、「(控除期間を除く。)、特殊船員期間の二分の一(附則第五條第二項の規定の適用を受ける者にあつては、昭和二十九年五月一日以後の特殊船員期間の二分の一及び同日前の特殊船員期間)並びに」と読み替へるものとす。

2 特殊船員更新組合員に対する附則第八條第五項の規定の適用については、同項中「満たないとき」とあるのは、「特殊船員期間に対する船員保険法の規定による脱退手当金の金額を加算した金額に満たないとき」と読み替へるものとす。

3 特殊船員更新組合員に対する前条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二に相当する金額」とあるのは、「百分の二に相当する金額を、特殊船員期間についてはその一年につき俸給年額の

百分の一に相当する金額」と読み替へるものとする。

4 特殊船員更新組合員に対する附則第二十四条第四項及び附則第二十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「国家公務員であつた期間を除いた期間」とあるのは、「国家公務員であつた期間及び特殊船員期間（附則第五條第二項の規定の適用を受ける者にあつては、昭和二十九年五月一日以後の特殊船員期間）の二分の一を除いた期間」と読み替へるものとする。

附則第十九条第一項中「恩給に関する法令の規定による普通恩給（軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）を「普通恩給」に改める。

附則第二十三条に次の一項を加える。

4 転出組合員であつた者又はその遺族が国家公務員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは退職一時金又は遺族年金を受けるべき場合において、これらの給付の基礎となつてゐる期間のうち、この法律の規定による給付の基礎となる期間に算入される期間（以下この項において「甲期間」という。）以外の期間（以下この項において「乙期間」という。）があるときは、これらの国家公務員共済組合法の規定による給付の額を基礎として甲期間と乙期間との長さの比例により算定した甲期間に対する給付の額と認められる額を、これらの国家

公務員共済組合法の規定による給付の額とみなして、次条及び第二十五條の規定を適用する。

附則第二十四条第三項中「退職一時金」の下に「若しくは廃疾一時金」を加へ、「同法」を「旧法若しくは国家公務員共済組合法」に改める。

附則第二十四条第四項中「若しくは遺族年金を受けるべき者」を、「廃疾年金（公務員廃疾年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは遺族年金（公務員遺族年金を除く。以下この条において同じ。）を受けるべき者」に、「若しくは遺族年金の年額」を、「若しくは遺族年金の年額」を、「第五十四条第二項又は第五十九条第二項を附則第八條に改める。

附則第二十四条第五項及び第八項中「又は減額退職年金」を、「減額退職年金又は廃疾年金」に改める。

附則第二十五条第四項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項」を「附則第八條に改める。

附則第二十六条第一項前段中「附則第五條から第十八条まで及び附則第二十四条」を「附則第五條、第六條、第八條、第九條、第十條から第十八条まで、第二十三條第四項及び第二十四條」に改め、同項後段を次のように改め、同項の表を削る。

この場合において、これらの規定中「施行日」とあるのは「国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるに至つた日（その規定の適用を受けることなく転入した者にあつては、転入した日）」と、附則第五條第一項中「次の期間」とあるのは「次の期

間及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた期間（これらの期間のうち転入した日の属する月に係る部分を除く。）は」と、同項第四号及び附則第十一條第一項第二号から第五号までの規定中「職員」及び同項第一号中「職員であつた期間及びその前又は後に引き続き職員以外の国家公務員」とあるのはそれぞれ「職員又は国家公務員」と読み替へるものとする。

附則第二十六条第二項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法その他の法律の規定により附則第十八条第一項の一時金に相当する給付を受けるべき転入組合員については、第一項において準用する附則第十八条第一項の規定にかかわらず、同項の一時金は支給しない。

附則第三十二條中「第四項」を「第五項」に改める。

附則第三十三條中「一年以上」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（遺族に関する経過措置）

第二条 改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）の遺族の範囲及び順位に関する規定は、この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金について、適用する。ただし、新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族以外の者が改正前の公共企業体職員等共済組合法（以下

「旧法」という。）の規定によりこの法律の施行の時までの間について支給を受けた遺族年金は、返還することを要せず、新たに新法の規定により遺族年金の支給を受けるときは、前項の規定に準じて支給すべき当該遺族年金でこの法律の施行の時までの間に係るものは、支給しない。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金の支給を受けるべき遺族である者（新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族に該当する者を除く。）は、この法律の施行後も、旧法第六十條第一項各号の一に該当するに至るまでは、なお従前の例により、当該遺族年金の支給を受けることができる。

3 前項の場合においては、新たに新法の規定により当該遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者は、新法及び第一項の規定にかかわらず、前項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者（当該遺族年金を受けるべき者が二人以上あるときは、その全員）が旧法第六十條第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができる。

第三条 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金で旧法の規定による遺族がいなかったため支給されなかつたものについて、当該組合員であつた者の死亡の時に附則第二條の遺族の範囲に関する規定を適用するとならば当該遺族一時金の支給を受けるべき遺族が

ある場合は、この法律の施行の日において、その新法の規定による遺族に当該遺族一時金を支給する。

2 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金（前項に規定するものを除く。）に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

（船員組合員等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に船員組合員である者又は船員組合員であつた組合員である者については、当該組合員期間（船員であつた期間を除く。）の法律の施行前の船員であつた期間（その期間について、すでに旧法の規定による長期給付又は他の法律の規定によるこれに相当する給付を受けた場合には、当該給付を受ける権利の基礎となつた期間を除いた期間とする。以下同じ。）に三分の四を乗じて得た期間及びこの法律の施行後の船員組合員であつた期間に三分の三・七を乗じて得た期間を合算して得た期間を組合員期間とみなして、新法の長期給付に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定による計算によつても組合員期間が二十年未満である者及び船員であつた期間が十五年（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十四條第一項第二号又は第三号に該当する者にあつては、十一年三月）未満である者については、適用しない。

(更新組合員等に関する経過措置)
第五条 新法附則第十条の規定は、この法律の施行前に退職した更新組合員についても適用する。

2 この法律の施行前に死亡した更新組合員について、その死亡を退職とみなしたならば新法附則第十条の規定による退職年金を支給すべきこととなる場合は、その者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額については、新法附則第十四条第四項の規定の例によるものとする。

3 新法附則第十四条の二及び第二十三条第四項(これらの規定を新法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員及び転入組合員(以下「更新組合員等」という。)についても適用する。

4 この法律の施行前に退職し又は死亡した転入組合員に係る旧法附則第二十六條第一項において準用する旧法附則第五条、第六条、第八条、第九条及び第十一条から第十八条までの規定による長期給付は、その退職又は死亡の際にこれらの規定を新法附則第二十六條第一項後段の規定に準じて読み替えることとしたならば受けるべき長期給付とするものとする。

5 新法附則第十六條第二項及び第三項の規定は、前四項の場合において準用する。この場合において、新法附則第十六條第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者

の遺族」と、その時まで」とあるのは「昭和三十五年六月三十日まで」と、「退職年金、減額退職年金」、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替えるものとする。

6 新法附則第二十六條第三項の規定は、この法律の施行前に転入した転入組合員についても適用する。

(従前の給付に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(組合員期間の計算に関する特例)
第七条 この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員等について、次の期間を組合員期間に算入して旧法の規定を適用するものとする。その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十五年七月一日からその期間を組合員期間に算入してこれらの者に退職年金又は遺族年金を支給する。

1 旧法附則第五条第一項第一号イに掲げる恩給公務員期間
二 一時恩給である軍人恩給の基礎となつて恩給公務員期間
三 前項各号に掲げる恩給公務員期間には、普通恩給である軍人恩給(以下「軍人普通恩給」という。)又はこれに係る扶助料(以下「軍人扶助料」という。)を受ける権利の基

礎となつて恩給公務員期間に含まないものとする。
3 第一項各号に掲げる期間を有する更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合において、その者又はその遺族がすでに旧法の規定により退職年金若しくは減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有するときは、昭和三十五年七月分以降について、その期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

4 第一項及び前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第五十五号)附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

5 新法附則第十六條第三項の規定は、第一項の場合において準用する。この場合において、新法附則第十六條第三項中「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と、「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と読み替えるものとする。

(軍人普通恩給等の受給権の放棄)
項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、昭和三十五年七月一日において、その者に一時金を支給する。

2 前条第一項又は第三項の規定の適用を受ける更新組合員等であつた者の当該組合員期間に算入される旧国家公務員共済組合法の長期組合員であつた期間のうちに、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、昭和三十五年七月一日において、その者又はその遺族に一時金を支給する。ただし、その者又はその遺族が新法附則第二十条第一項の規定による申出をした場合において、当該旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金を受ける権利の基礎となつて恩給公務員期間に算入して、この限りでない。

3 新法附則第十八條第三項から第五項まで及び第二十六條第三項の規定は、前二項の一時金について準用する。ただし、その一時金を受けるべき者が新法附則第十八條第一項(新法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定による給付若しくは新法附則第二十六條第三項に規定する給付を受けるべき者又はその遺族であるときは、その者に支給すべき前二項の一時金の額は、これらに規定する重複する期間と当該給付に係る期間とを合算した期間について新法附則第十八條第三項及び第四項の規定の例により算定した額から、当該給付の額に相当する額を控除した額とする。

8 第八条 この法律の施行の際現に更新組合員等である者(旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く。)の当該組合員期間に算入される同法の長期組合員であつた期間(控除期間を除く。以下この条において同じ。)のうちに、前条第一

項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、昭和三十五年七月一日において、その者に一時金を支給する。

2 前項の申出をした更新組合員等であつた者及び同項の申出をした遺族に係る更新組合員等であつた者は、旧法の長期給付に関する規定の適用については、その退職又は死亡の時にすでに当該軍人普通恩給を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

3 新法附則第十六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合において、同法附則第十六條第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「昭和三十五年六月三十日まで」と、「退職年金、減額退職年金」、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替えるものとする。

9 第九条 軍人普通恩給を受ける権利を有する更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族で当該軍人普通恩給に係る軍人扶助料を受ける権利を有するものが、総理府令で定めるところにより、昭和三十五年九月三十日までに当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利は、昭和三十五年六月三十日において消滅したものとみなす。

4 第一項の申出をした者の当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利の基礎となつていた期間については、新法附則第十八条第一項（新法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（費用の負担等）
第十條 附則第五條及び第七條から前条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

2 附則第三條第一項、第五條第二項、第七條第一項並びに第八條第一項及び第二項の規定による給付は、新法の規定の適用については、新法の規定による組合の給付とみなす。

（郵政省設置法の一部改正）
第十一條 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項第二号を次のように改める。
二 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務

十 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合が

ら委託された業務を処理すること。

（郵政事業特別会計法の一部改正）
第十二條 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「又は国家公務員共済組合連合会」を「、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改める。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十三日）

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月八日）

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月八日）

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月八日）

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、傷病者の増加恩給等は正に関する請願（第二三二七号）（第二三二八号）

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願（第二四〇一号）（第二六九五号）

一、農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（第二四九四号）

一、陸上自衛隊松本駐とん部隊にヘリコプター隊増設配置促進に関する請願（第二五七三号）

第二三二七号 昭和三十五年四月二十一日受理

傷病者の増加恩給等は正に関する請願 請願者 富山市泉町三富山原傷病軍人會内 大坂岡吉 紹介議員 館 哲二君

現行恩給法中、傷病恩給に關しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、裁定基準の根本的是正が行なわれていないばかりでなく、年額、間差及び家族加給等について、第二十八回及び第三十一回国会では付帯決議が付されているように、未解決な問題点が残されているから、（一）第一項の増加恩給の年額を二〇万一千円とすること、（二）裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、（三）間差を旧法の間差に是正すること、（四）家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること等の是正を図らねばならぬとの請願。

第二三二八号 昭和三十五年四月二十一日受理

傷病者の増加恩給等は正に関する請願 請願者 高知市帯屋町九五民生館 高知県傷病軍人連合會内 増田藤三郎 紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第二四〇一号 昭和三十五年四月二十二日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 茨城県那珂市市積加町五、七六七 佐藤良雄 外三千九百七十五名

紹介議員 武藤 常介君

旧軍人等に対する恩給法中の加算制は、國家の權威にかけてすみやかに復元せられたいとの請願。

第二六九五号 昭和三十五年四月二十六日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 山口県徳山市大字徳山三、九一四 難波了三 外四千二百二十七名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二四〇一号と同じである。

第二四九四号 昭和三十五年四月二十三日受理

農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願 請願者 福島県二本松市松岡四六全農林福島県本部安達統計分會内 伊藤正男

紹介議員 田畑 金光君

農林省に勤務する定員外職員は、定員内職員の同一の勤務内容を分担しているにもかかわらず、身分上不安定であり遺憾にたえないから、定員外職員の根本的解決策に一段の配慮をせられると共に昭和三十五年度予算において、定員外職員の全員をぜひとも定員化するよう措置せられたいとの請願。

第二五七三号 昭和三十五年四月二十五日受理

陸上自衛隊松本駐とん部隊にヘリコプター隊増設配置促進に関する請願 請願者 長野県議會議長 羽田 義知

紹介議員 羽生 三七君

長野県は地理的条件から風水害がきわめて多い上に、山岳避難者も四季を通じて後をたえずその都度貴重な人命を喪失している状態であり遺憾にたえないから、災害時の人命救助、山岳等の避難救助、各種救援物資の輸送及び遠距離との連絡活動等の業務にたずさわる自衛隊ヘリコプター隊を本県の陸上自衛隊松本駐とん部隊に一日も早く増設配置せられたいとの請願。